

**真岡市障害福祉計画(第5期計画)・
真岡市障害児福祉計画(第1期計画)**

【素案】

**平成30年3月
真 岡 市**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	3
第2節 計画の概要.....	4
1. 計画の性格.....	4
2. 計画の法的根拠.....	4
3. 計画の位置づけ.....	5
第3節 計画の期間.....	6
第4節 国における計画の基本的理念.....	7
1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	7
2. 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等.....	7
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備.....	7
4. 地域共生社会の実現に向けた取組.....	8
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援.....	8
第5節 計画の策定に関する事項.....	9
1. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会.....	9
2. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会.....	9
3. アンケート調査の実施.....	9
4. パブリックコメントの実施.....	9
第2章 真岡市の現状	11
第1節 人口の推移.....	13
第2節 身体障がい者の現状.....	14
第3節 知的障がい者の現状.....	16
第4節 精神障がい者の現状.....	18
第5節 難病患者の現状.....	19
第6節 発達障がい者の現状.....	20
第7節 アンケート調査からみる障がいのある人の現状.....	21

1. 調査の概要	21
2. 調査結果（抜粋）	22

第3章 計画の基本的な考え方..... 41

第1節 計画の基本目標.....	43
1. 障がい者の自己決定と自己選択の尊重と障害福祉サービスの充実.....	43
2. 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス基盤の整備	43
3. 障がいのある児童への適切な支援体制の整備.....	43
第2節 障害福祉サービス等の体系	44

第4章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施計画..... 45

第1節 平成32年度の数値目標	47
1. 施設入所から地域生活への移行	47
2. 福祉施設から一般就労への移行	48
3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	50
4. 地域生活支援拠点等の整備.....	51
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	52
第2節 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策.....	55
1. 訪問系サービス.....	55
2. 日中活動系サービス.....	58
3. 居住系サービス.....	67
4. 相談支援サービス.....	70
5. 自立支援医療	71
6. 補装具.....	72
7. 障害児通所支援.....	73
8. 居宅訪問型児童発達支援.....	77
9. 障害児相談支援.....	78
第3節 地域生活支援事業の見込量と今後の取組	80
1. 地域生活支援事業.....	80

第5章 計画の推進.....89

第1節 計画の推進体制.....91

1. 市民、関係団体等との連携91
2. 達成状況の点検及び評価91

資料編.....93

1. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会設置要綱.....95
2. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会委員名簿.....96
3. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置規程.....97
4. 真岡市障害福祉計画及び真岡市障害児福祉計画策定の経過.....99
5. 用語解説..... 100

◆「障がい者」の表記方法

障害者の「害」の字は、次の場合を除いてひらがな表記としています。

- ①法律、条例などの法令用語として使用する場合 例 障害者基本法 障害者総合支援法
- ②固有名詞として使用する場合 例 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳

◆用語解説について

「※印」のあるものは用語解説に解説があるものを表しています。

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国では、平成19年に国連総会において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の署名後、締結に向け障がい福祉に係る国内法の整備を進めてきました。

平成23年の障害者基本法^{*}の改正では、日常生活や社会生活で、障がいのある人が受ける社会的障壁を取り除くために、可能な限り合理的な配慮を行うことを盛り込みました。平成24年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法^{*}」という。）を制定し、平成30年4月には改正障害者総合支援法が施行されます。

平成25年には、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消を目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を制定しました。雇用の分野においては、障がいのある人への雇用に関し差別禁止を推進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）を制定しました。

これらの法整備を踏まえ、国は、平成26年1月20日、障害者権利条約を批准し、同条約は平成26年2月19日から効力を生ずることとなりました。

また、栃木県においては、全ての県民が障がいに関する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、栃木県障害者差別解消推進条例を制定し、平成28年4月から施行しました。

こうしたなか、国では、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会^{*}の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加への支援施策に対し一層の推進を図っています。

平成28年には、障がいのある児童に対する支援の一層の強化を推進するため、児童福祉法の一部が改正され、市町村及び都道府県は、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」を策定することとなりました。

本市では、「真岡市障害者計画」の主要テーマである「すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、障がい者の自己決定と自己選択を尊重し、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤整備に取り組むとともに、地域の中でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、さらに質の高いサービスを適切に提供する体制づくりを目指してきました。

この度、「真岡市障害福祉計画（第4期計画）」の計画期間が終了するとともに、新たに障害児福祉計画を策定することから、国の基本方針に即して、「真岡市障害福祉計画（第5期計画）」及び「真岡市障害児福祉計画（第1期計画）」を策定します。

第2節 計画の概要

1. 計画の性格

本計画は、障がい者、障がい児の福祉施策を総合的に推進するための指針である「真岡市障害者計画」における福祉サービス分野の実施計画です。

2. 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

◆障害者総合支援法

第88条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業^{*}の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他リハビリテーション^{*}の措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（以下省略）

◆児童福祉法

第33条の20（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

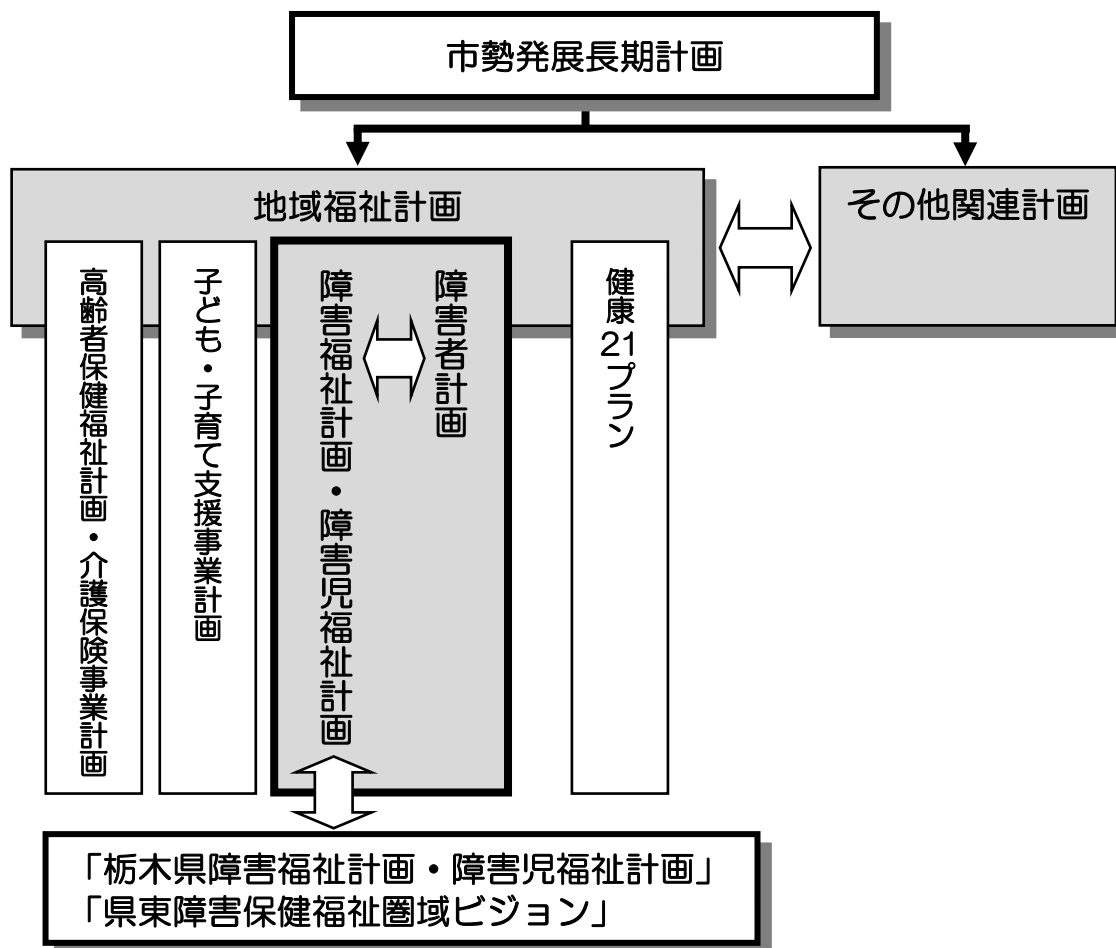
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項（以下省略）

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の基本となる計画である「市勢発展長期計画」を踏まえるとともに、福祉部門の「地域福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康21プラン」などと整合性が図られたものとしてします。



第3節 計画の期間

真岡市障害福祉計画（第5期計画）及び真岡市障害児福祉計画（第1期計画）はともに平成30年度を初年度とし平成32年度までを計画期間とする3か年計画です。ただし、計画期間中において、法律や制度改正があった場合には、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障害者計画（第2期）						障害者計画（第3期）		
					見直し			
障害福祉計画（第4期）			障害福祉計画（第5期） 障害児福祉計画（第1期）			障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）		
		見直し			見直し			見直し

第4節 国における計画の基本的理念

障害福祉計画および障害児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正：平成29年厚生労働省告示第116号）」における、以下の基本的理念を踏まえ、策定します。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2. 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、対象となる障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて均てん化を図る。

3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

サービス提供体制の整備を推進するにあたっては、地域生活支援の拠点づくり、NPO[※]等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、推進することとし、特に地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保するため、あらゆる視点からの支援体制の整備、地域の体制づくりが求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた機能強化が必要である。併せて、相談支援を中心に、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組が必要であり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を進める。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次の取組等を計画的に推進する。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ③ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児^{*}」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村、障害児入所施設については県を実施主体とすることを基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージ^{*}に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン^{*}）を推進する。

第5節 計画の策定に関する事項

1. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会

本計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（障害者総合支援法第88条5項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障がい者団体の代表者、公募による市民の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会」を設置し、幅広く意見を聴き策定しました。

2. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会

庁内の関係各部課で構成された「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」を設置し、計画を策定するために、各担当部門との連携・調整を行いました。

3. アンケート調査の実施

障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、平成29年9月にアンケート調査を実施しました。

4. パブリックコメント^{*}の実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、平成30年1月12日から平成30年2月2日の期間でパブリックコメントを実施しました。

第2章 真岡市の現状

第1節 人口の推移

本市の総人口及び世帯数は、平成29年4月1日現在、79,542人、28,756世帯で、1世帯あたりの人口は2.77人/世帯となっています。平成27年から総人口は1,048人の減少となっています。

総人口は減少傾向にある一方で、世帯数は平成27年と比較すると377世帯の増加で、世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人口は減少傾向となっています。

◆人口の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・世帯）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口	80,590	79,422	79,542
男性	40,431	39,878	40,048
女性	40,159	39,544	39,494
世帯数	28,379	28,217	28,756
1世帯あたりの人口	2.84	2.81	2.77

資料：毎月人口統計調査

第2節 身体障がい者の現状

本市の年齢別身体障害者手帳*所持者の推移をみると、平成29年4月1日現在、2,647人となっています。平成27年からは横ばいの状態で推移し、対人口比は3.3%となっています。身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の身体障害者手帳所持者の割合は67.0%と、高齢化が進んでいることがうかがえます。

障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況をみると、1級が31.9%で最も高く、次いで4級が23.4%、2級が15.8%と程度の重い障がい者が多くなっています。

障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移をみると、全体的には肢体不自由の占める割合が多く、1級の重度障がい者は内部障がいが多く、6級の軽度障がい者は聴覚・平衡が多くなっています。

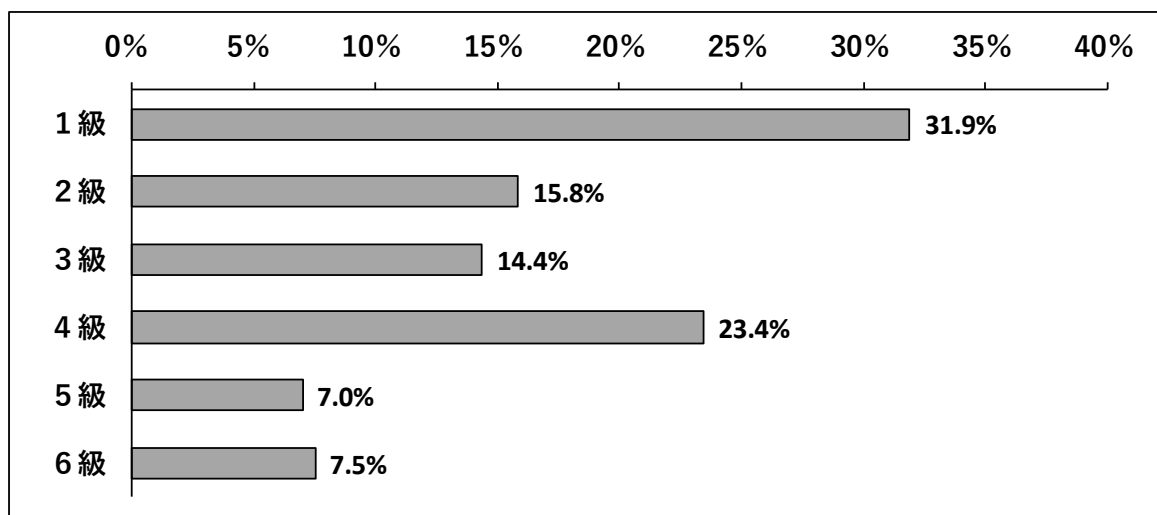
◆年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・%）

区分	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満（障がい児）	47	52	47
18歳～64歳	864	855	826
65歳以上（介護保険対象者）	1,719	1,821	1,774
合計	2,630	2,728	2,647
総人口	80,590	79,422	79,542
対人口比	3.3	3.4	3.3
手帳所持者の高齢化率*	65.4	66.8	67.0

資料：身体障害者手帳統計資料

◆障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況（平成29年4月1日現在）



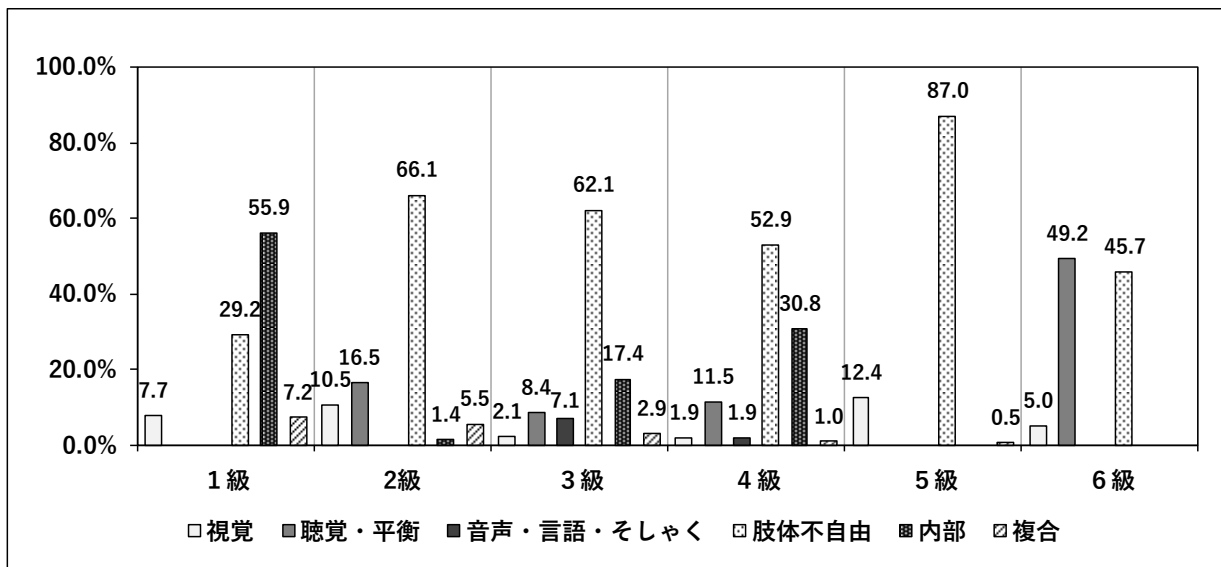
◆障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年
視覚	177	174	164
聴覚・平衡	285	284	270
音声・言語・そしゃく	32	37	39
肢体不自由	1,316	1,362	1,318
内部	715	762	752
複合	105	109	104
合計	2,630	2,728	2,647

資料：身体障害者手帳統計資料

◆障がい等級・障がい種類別身体障害者手帳所持者の状況（平成29年4月1日現在）



第3節 知的障がい*者の現状

年齢別療育手帳*所持者の推移をみると、平成29年4月1日現在、736人となっています。平成27年からは増加傾向で、対人口比は0.9%となっています。

程度別療育手帳所持者の状況をみると、B1（中度）が31.7%で最も高く、次いでB2（軽度）が29.9%、A2（重度）が24.6%となっています。

◆年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・%）

区分	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満（障がい児）	187	211	226
18歳～64歳	444	452	460
65歳以上（介護保険対象者）	44	44	50
合計	675	707	736
総人口	80,590	79,422	79,542
対人口比	0.8	0.9	0.9
手帳所持者の高齢化率	6.5	6.2	6.8

資料：療育手帳交付者台帳

◆程度別・年齢別療育手帳所持者の状況（平成29年4月1日現在）

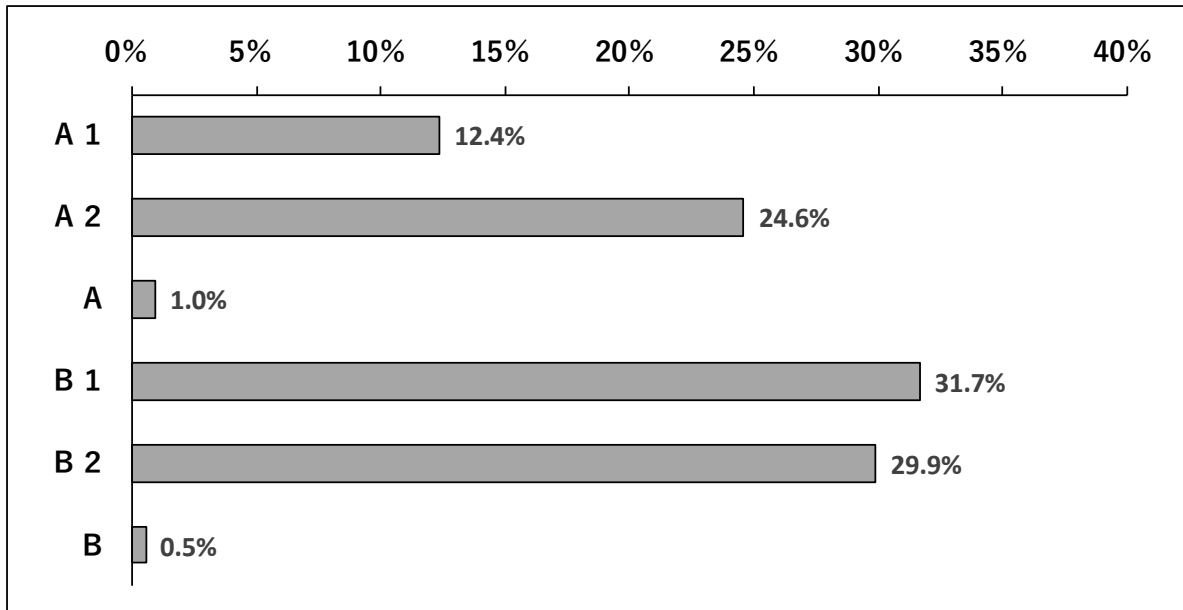
（単位：人）

区分	A1 （最重度）	A2 （重度）	A	B1 （中度）	B2 （軽度）	B	合計
18歳未満 （障がい児）	22	39	0	59	106	0	226
18歳～64歳	67	118	3	159	111	2	460
65歳以上 （介護保険対象者）	2	24	4	15	3	2	50
合計	91	181	7	233	220	4	736

資料：療育手帳交付者台帳

（注）区分A・Bは、昭和52年度以前に判定を受けた手帳所持者

◆程度別療育手帳所持者の状況（平成29年4月1日現在）



第4節 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳^{*}所持者・医療費公費負担者等の推移をみると、平成29年4月1日現在では、平成27年と比べて増加傾向となっています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、2級が55.4%で最も高く、次いで1級が24.9%、3級が19.8%となっています。

疾病別医療費公費負担者の推移をみると、平成29年は679人で、平成27年と比較して55人の増加となっています。

社会情勢の急激な変化によるストレスなどから、心の健康に問題を持つ人が増えていること等の要因が考えられます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者・医療費公費負担者等の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年
手帳所持者	340	369	354
自立支援医療費負担者	624	666	679
医療保護入院者	193	189	207

資料：栃木県調べ

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	76	94	88
2 級	184	189	196
3 級	80	86	70
合 計	340	369	354

資料：栃木県調べ

◆疾病別医療費公費負担者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年
統合失調症 [*]	258	263	256
躁うつ病・うつ病	220	247	264
てんかん	58	60	60
認知症等の脳機能障がい	4	4	3
薬物関連障がい（依存症等）	7	7	9
その他	77	85	87
合 計	624	666	679

資料：栃木県調べ

第5節 難病※患者の現状

特定疾患の対象は、指定難病（旧：一般特定疾患）と小児慢性特定疾病※（旧：小児慢性特定疾患）であり、平成29年4月現在、指定難病は330疾病、小児慢性特定疾病は722疾病となります。

平成29年4月1日現在、市内で県が認定し、交付している特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けているのは553人で、平成27年と比較すると59人の増加となっています。

◆特定医療費（指定難病）受給者証交付者・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満（障がい児）	423	439	474
18 歳～64 歳	71	73	79
合 計	494	512	553
総人口	80,590	79,422	79,542
対人口比	0.6	0.6	0.7

資料：栃木県調べ

第6節 発達障がい*者の現状

発達障害者支援法において「発達障がい」とは、「自閉症*、アスペルガー症候群*その他の広汎性発達障害*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者で、「発達障がい児」とは、発達障がいのうち18歳未満のものとされています。医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず、また発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、発達障がいのある方の人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

なお、特別支援学級に在籍している児童・生徒数は、平成29年5月1日現在で202人と、平成27年と比較すると32人の増加となっています。

◆《参考》特別支援学級在籍児童・生徒数（各年5月1日現在）

（単位：人）

区分		小学校	中学校	計
平成27年	児童・生徒数	4,630	2,363	6,993
	知的	51	29	80
	自閉・情緒	66	24	90
	計	117	53	170
	児童・生徒数に対する割合	2.53%	2.24%	
平成28年	児童・生徒数	4,612	2,368	6,980
	知的	65	33	98
	自閉・情緒	66	30	96
	計	131	63	194
	児童・生徒数に対する割合	2.84%	2.66%	
平成29年	児童・生徒数	4,520	2,338	6,858
	知的	59	43	102
	自閉・情緒	66	34	100
	計	125	77	202
	児童・生徒数に対する割合	2.77%	3.29%	

資料：市学校教育課調べ

（注1）知的学級と自閉・情緒学級は、児童・生徒の特性が異なるため別学級

（注2）診断等が出ていても保護者が希望しない場合は、普通学級に在籍している児童生徒もいる

第7節 アンケート調査からみる障がいのある人の現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

真岡市障害福祉計画（第5期計画）、真岡市障害児福祉計画（第1期計画）を策定するにあたり、真岡市の障がいのある人の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため実施しました。

(2) 調査対象者

市内にお住まいの身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定疾患福祉手当受給者、障害児通所支援利用者を対象に、2,200人を無作為抽出により実施しました。

(3) 調査時期及び調査方法

- ◆調査時期：平成29年9月15日（金）から平成29年10月11日（水）まで
- ◆調査方法：郵送による配布、回収

(4) 回収結果

調査対象者	配布（人）	回収（人）	回収率（％）
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 特定疾患福祉手当受給者 障害児通所支援利用者	2,200	1,067	48.5%

(5) 調査結果（抜粋）の見方について

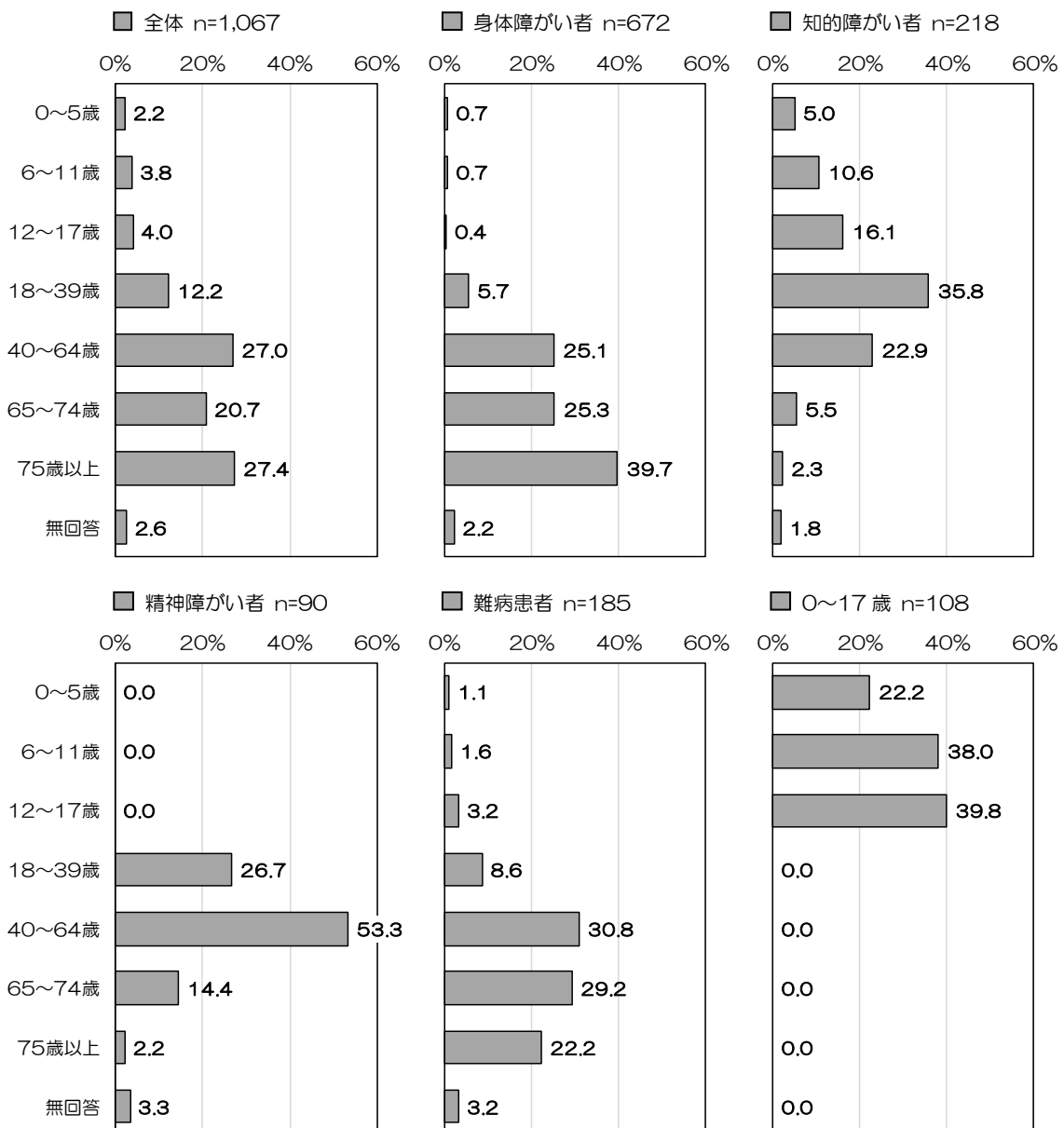
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

2. 調査結果（抜粋）

（1）年齢構成

障がいのある人の年齢構成については、全体では「75歳以上」が27.4%で最も高く、次いで「40～64歳」が27.0%、「65～74歳」が20.7%となっています。

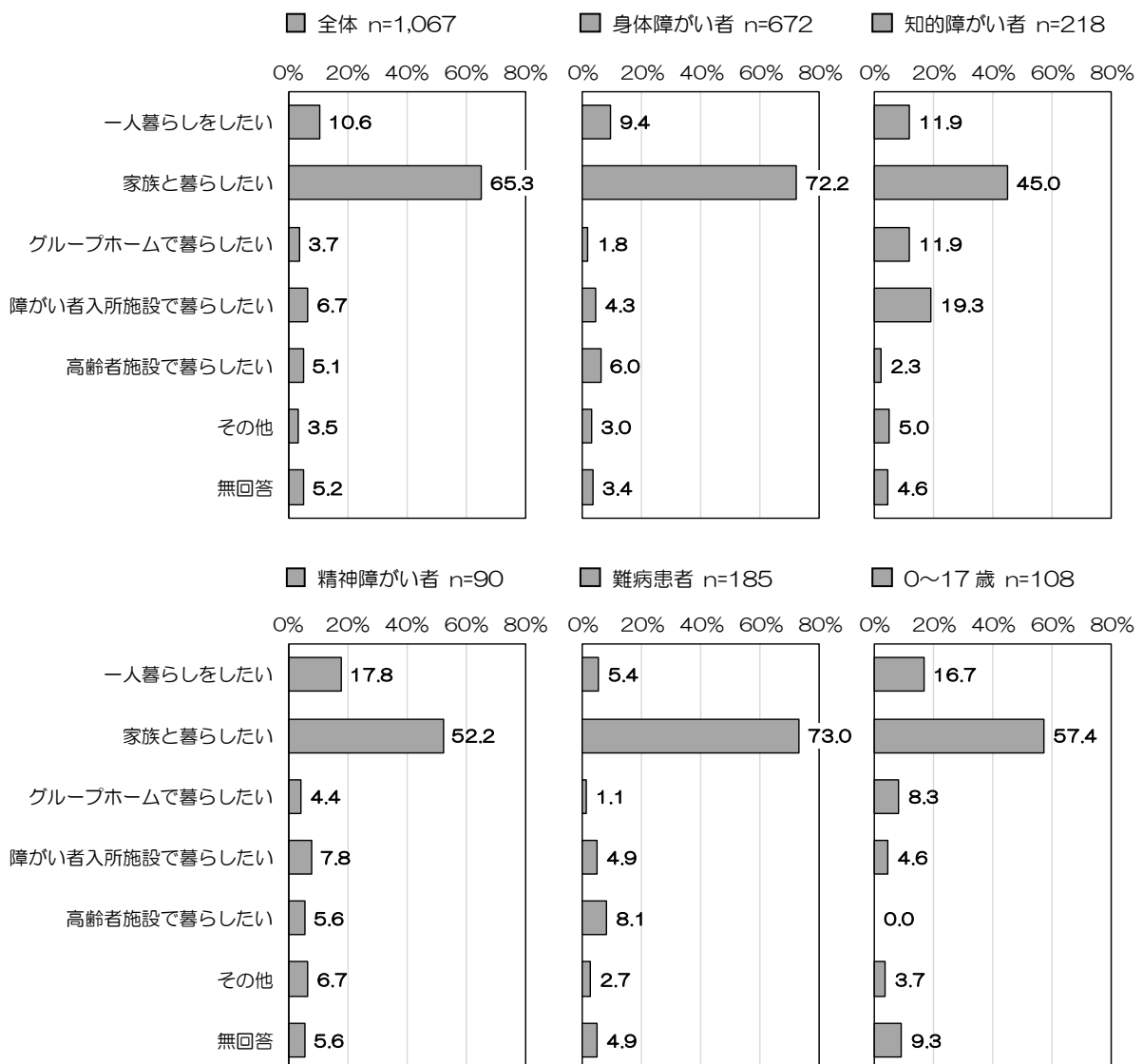
障がい種別で最も高い割合を占める年齢層は、身体障がい者では「75歳以上」が39.7%、知的障がい者では「18～39歳」が35.8%、精神障がい者では「40～64歳」が53.3%、難病患者では「40～64歳」が30.8%となっています。障がい種別により年齢層が異なる傾向がみられ、特に身体障がい者では65歳以上が約6割を占めており、高齢化社会を迎えている現在、身体障がい者において高齢化が進んでいくことが予測されます。



(2) 将来の暮らしの希望

将来の暮らしの希望については、全体では「家族と暮らしたい」が65.3%で最も高く、次いで「一人暮らしをしたい」が10.6%、「障がい者入所施設で暮らしたい」が6.7%となっています。

障がい種別でみると、すべての種別において「家族と暮らしたい」が最も高い割合を占めている中、知的障がい者においては「グループホームで暮らしたい」、「障がい者入所施設で暮らしたい」の割合が、他の障がい種別と比べて高く、「親亡き後」を見据えた結果が表れた部分と捉えられます。



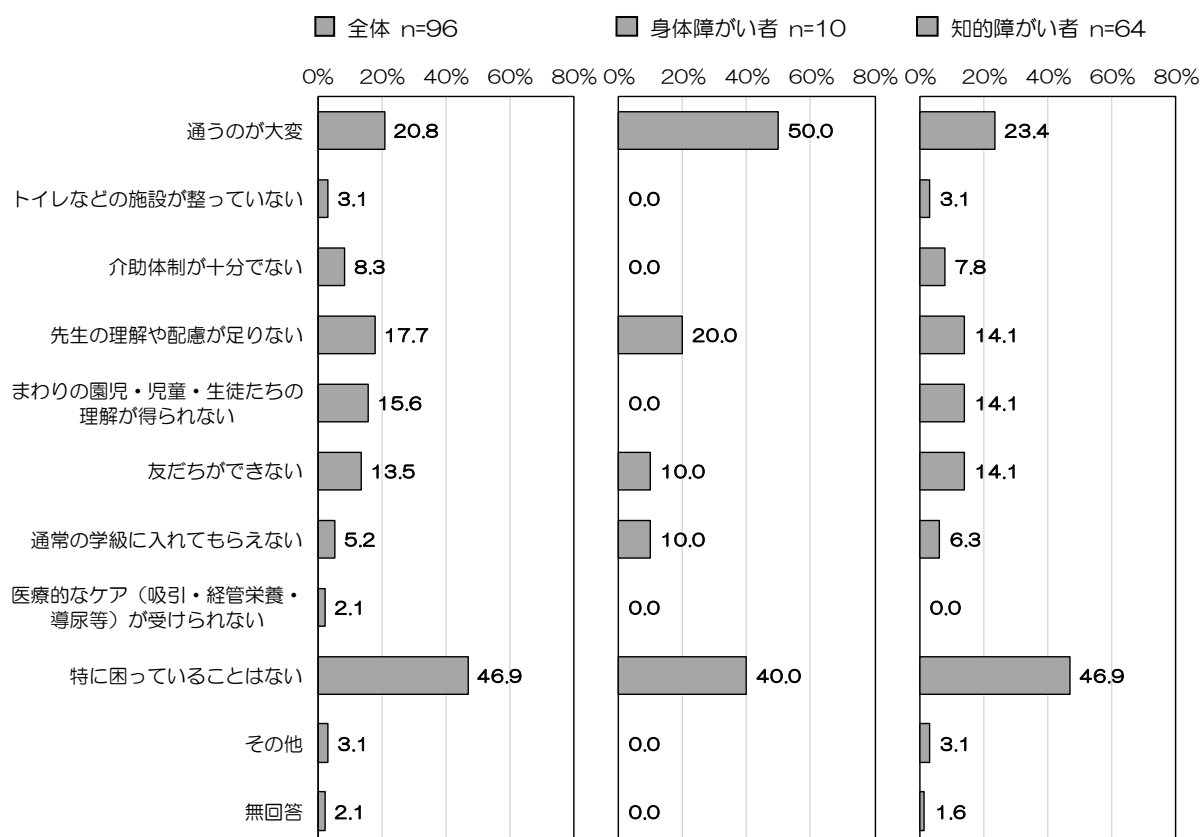
(3) 保育園や幼稚園、学校などに通っている困りごと

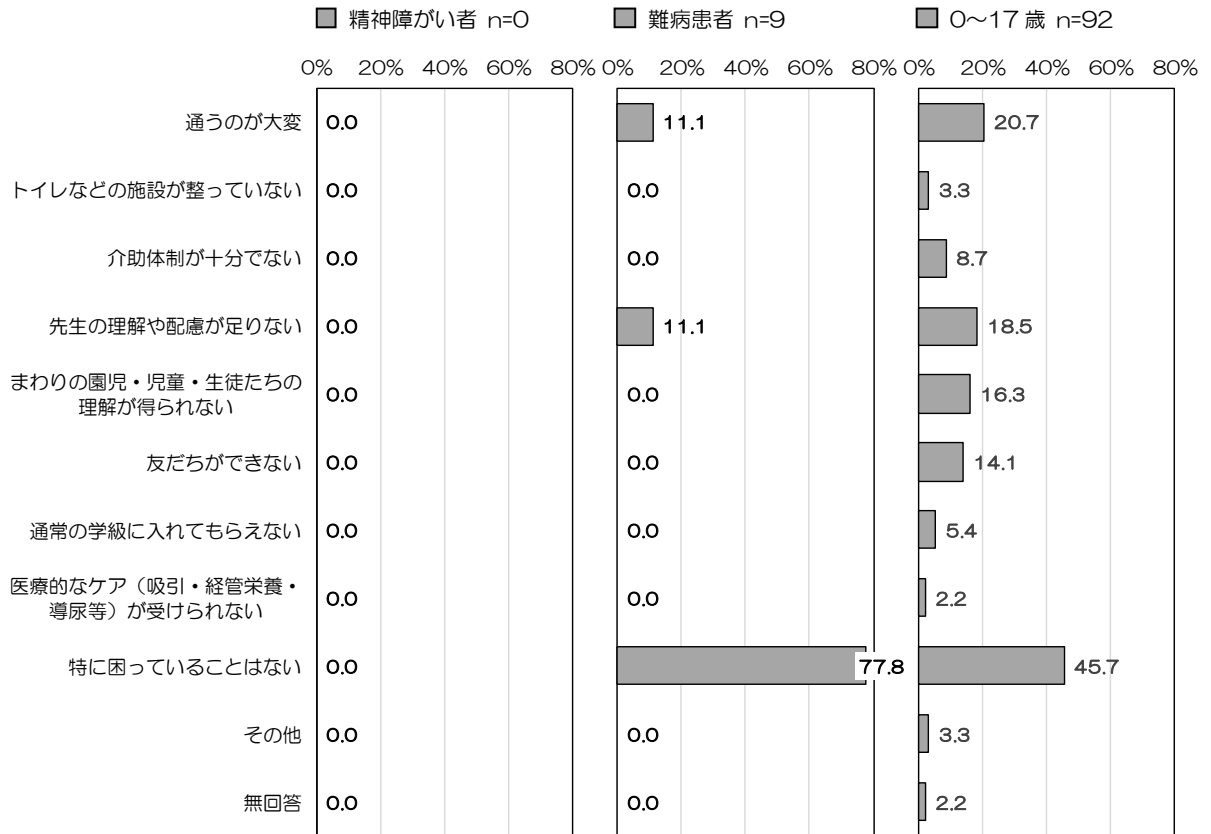
保育園や幼稚園、学校などに通う際の困りごとについては、全体では「特に困っていない」が46.9%で最も高く、次いで「通うのが大変」が20.8%、「先生の理解や配慮が足りない」が17.7%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「通うのが大変」が50.0%で最も高く、次いで「特に困っていることはない」が40.0%となっています。知的障がい者では「特に困っていることはない」が46.9%で最も高く、次いで「通うのが大変」が23.4%となっています。難病患者では「特に困っていることはない」が77.8%で最も高く、次いで「通うのが大変」、「先生の理解や配慮が足りない」が11.1%となっています。

0～17歳でみると、「特に困っていることはない」が45.7%で最も高く、次いで「通うのが大変」が20.7%となっています。

障がいへの理解等に対する困りごとが多いことから、障がいへの理解を深める普及啓発活動は、引き続き重要な取り組みであることがうかがえます。





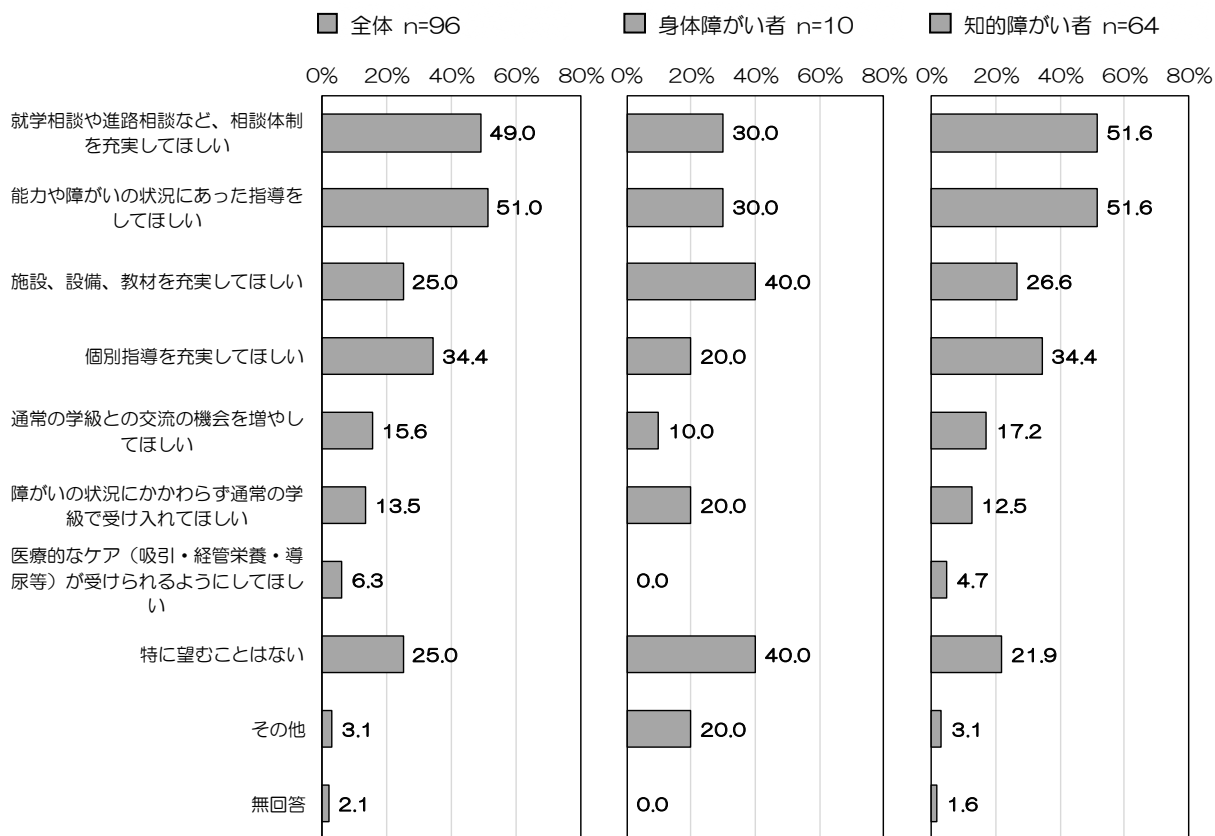
(4) 保育園や幼稚園、学校などに望むこと

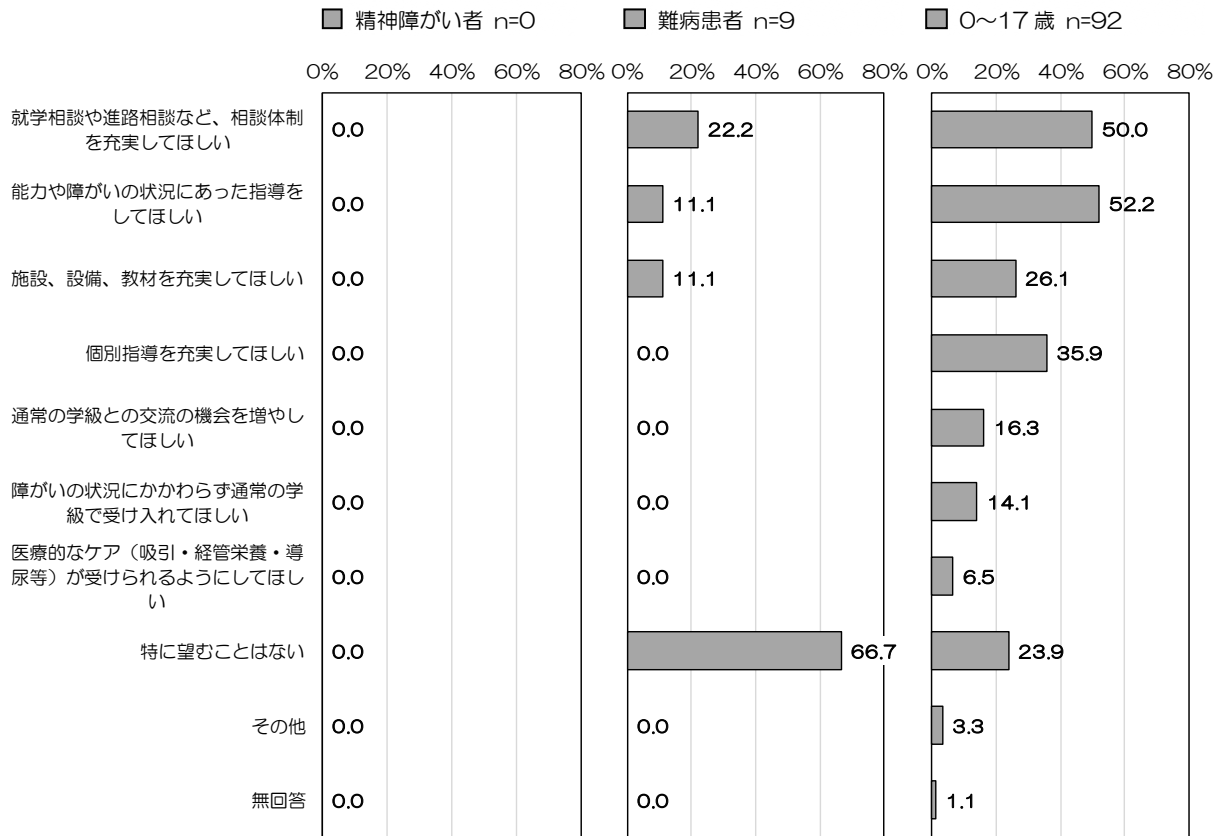
保育園や幼稚園、学校などに望むことについては、全体では「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が 51.0%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が 49.0%、「個別指導を充実してほしい」が 34.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「施設、設備、教材を充実してほしい」、「特に望むことはない」がともに 40.0%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」がともに 30.0%となっています。知的障がい者では「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」がともに 51.6%で最も高く、次いで「個別指導を充実してほしい」が 34.4%となっています。難病患者では「特に望むことはない」が 66.7%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が 22.2%となっています。

0～17歳でみると、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が 52.2%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が 50.0%となっています。

障がいの程度に応じた教育が求められているとともに、ライフステージに応じた適切な相談支援体制が求められています。





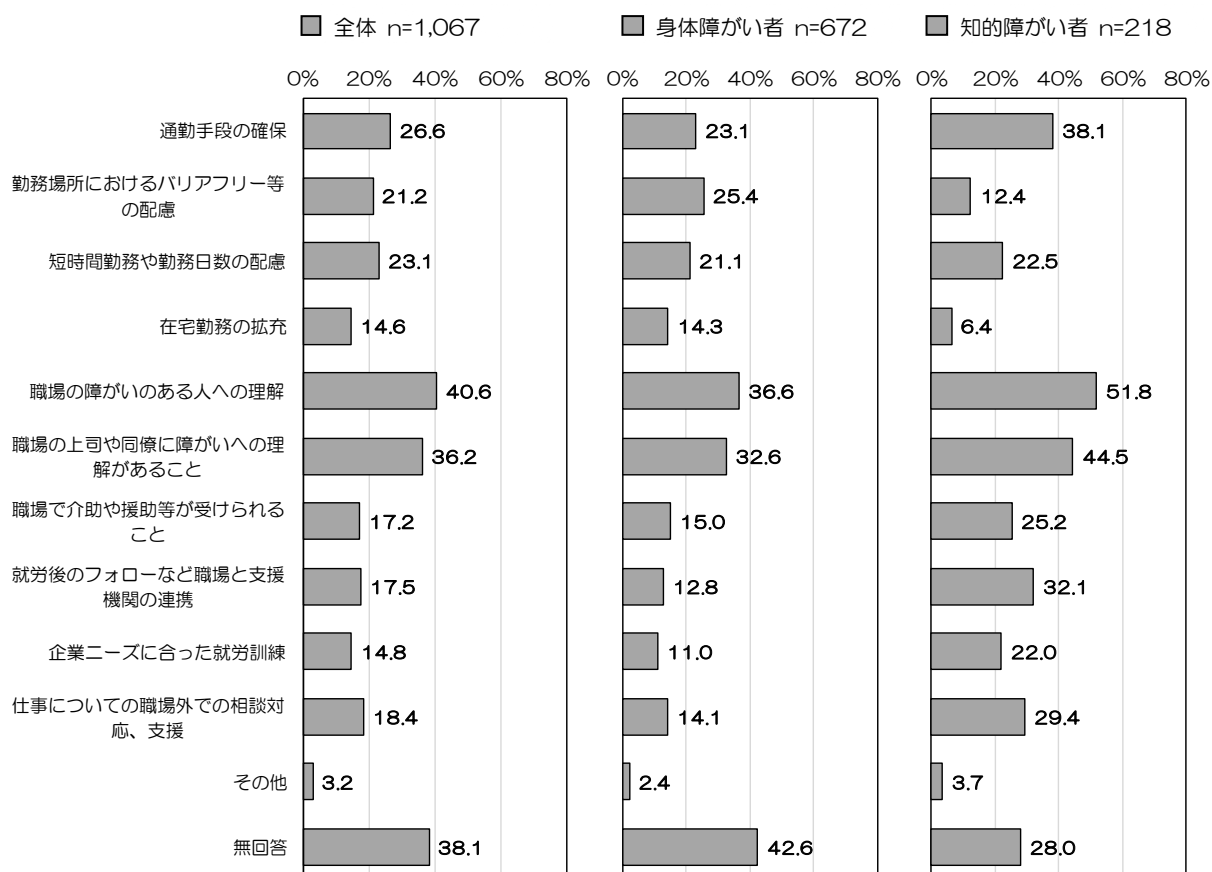
(5) 就労支援として必要なこと

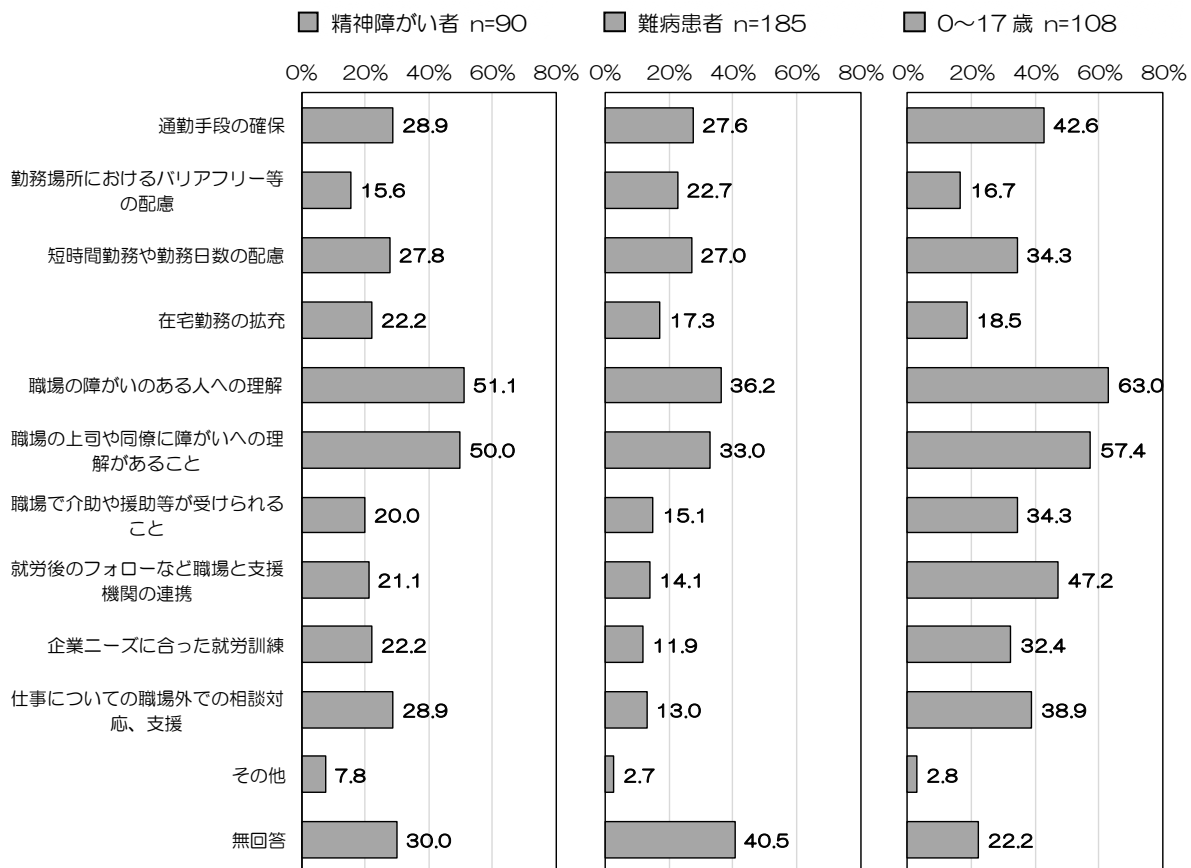
障がいのある人の就労支援として必要なことについては、全体では「職場の障がいのある人への理解」が40.6%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が36.2%、「通勤手段の確保」が26.6%となっています。

障がい種別でみると、すべての種別で「職場の障がいのある人への理解」、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が高い割合を示しています。知的障がい者においては「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」の割合が他の種別と比べて高くなっています。

0～17歳でみると、「職場の障がいのある人への理解」が63.0%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が57.4%となっています。

保育園や幼稚園、学校などに望むことと同様に、障がいへ対する理解が求められています。

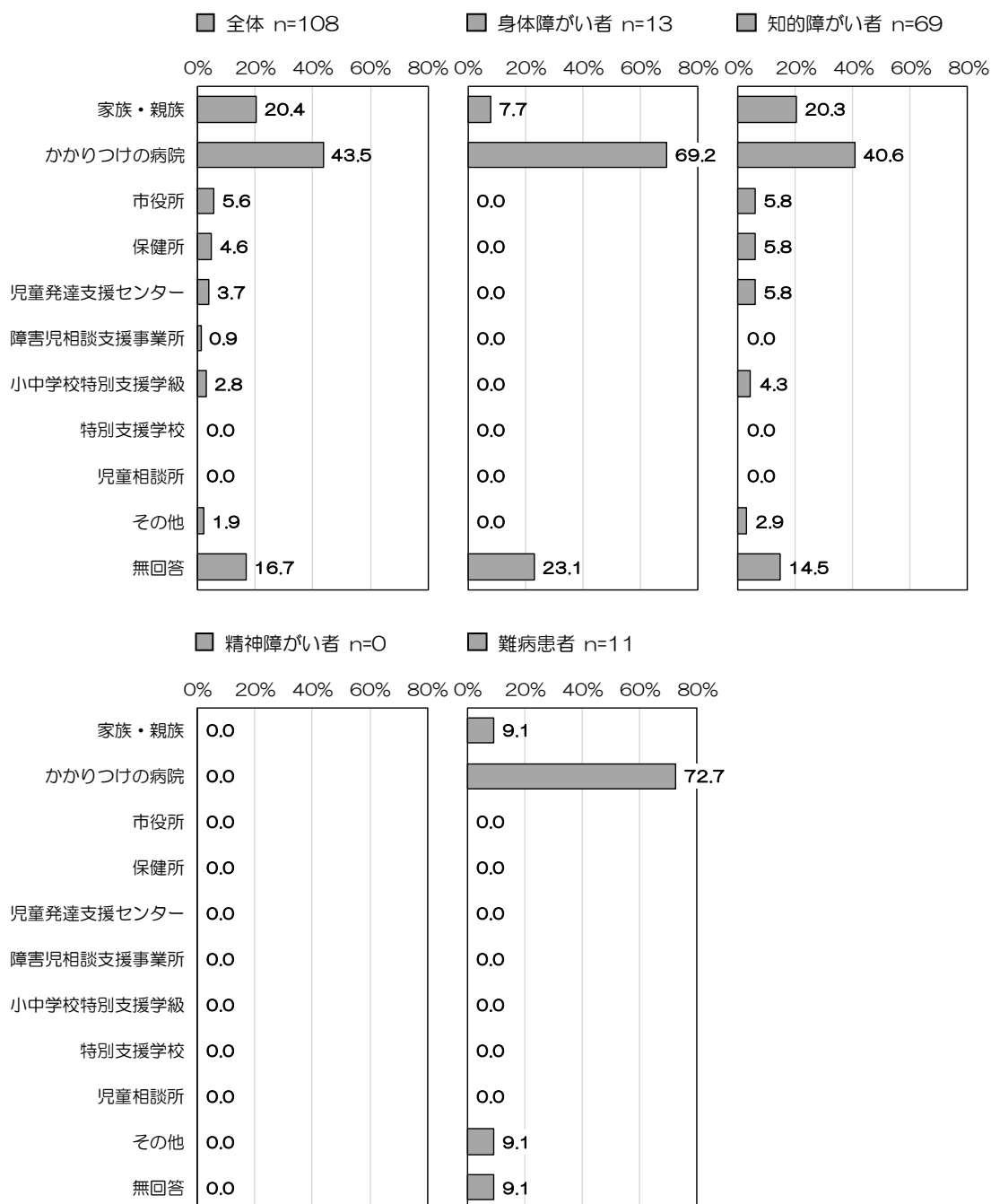




(6) お子さんの発達の不安や障がいに気づいた時の主な相談先
 (18歳未満の障がいのある児童の保護者を対象とした質問)

お子さんの発達の不安や障がいに気づいた時の主な相談先については、全体では「かかりつけの病院」が43.5%で最も高く、次いで「家族・親族」が20.4%、「市役所」が5.6%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者において「家族・親族」の割合が他の種別と比べて高くなっています。

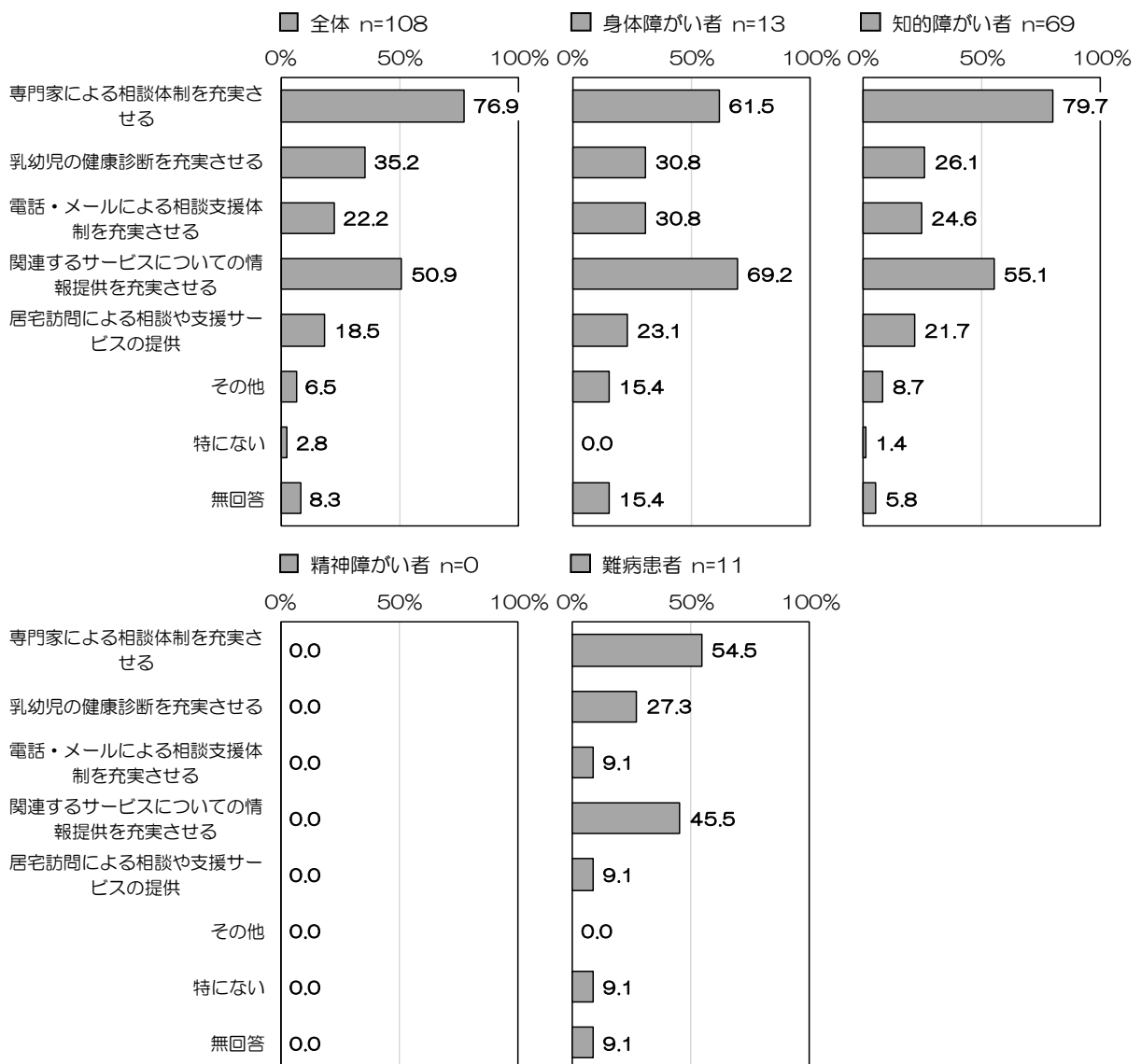


(7) 子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なこと
 (18歳未満の障がいのある児童の保護者を対象とした質問)

子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なことについては、全体では「専門家による相談体制を充実させる」が76.9%で最も高く、次いで「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が50.9%、「乳幼児の健康診断を充実させる」が35.2%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が69.2%で最も高く、次いで「専門家による相談体制を充実させる」が61.5%となっています。知的障がい者では「専門家による相談体制を充実させる」が79.7%で最も高く、次いで「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が55.1%となっています。難病患者では「専門家による相談体制を充実させる」が54.5%で最も高く、次いで「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が45.5%となっています。

相談体制の充実と情報提供の充実が求められています。



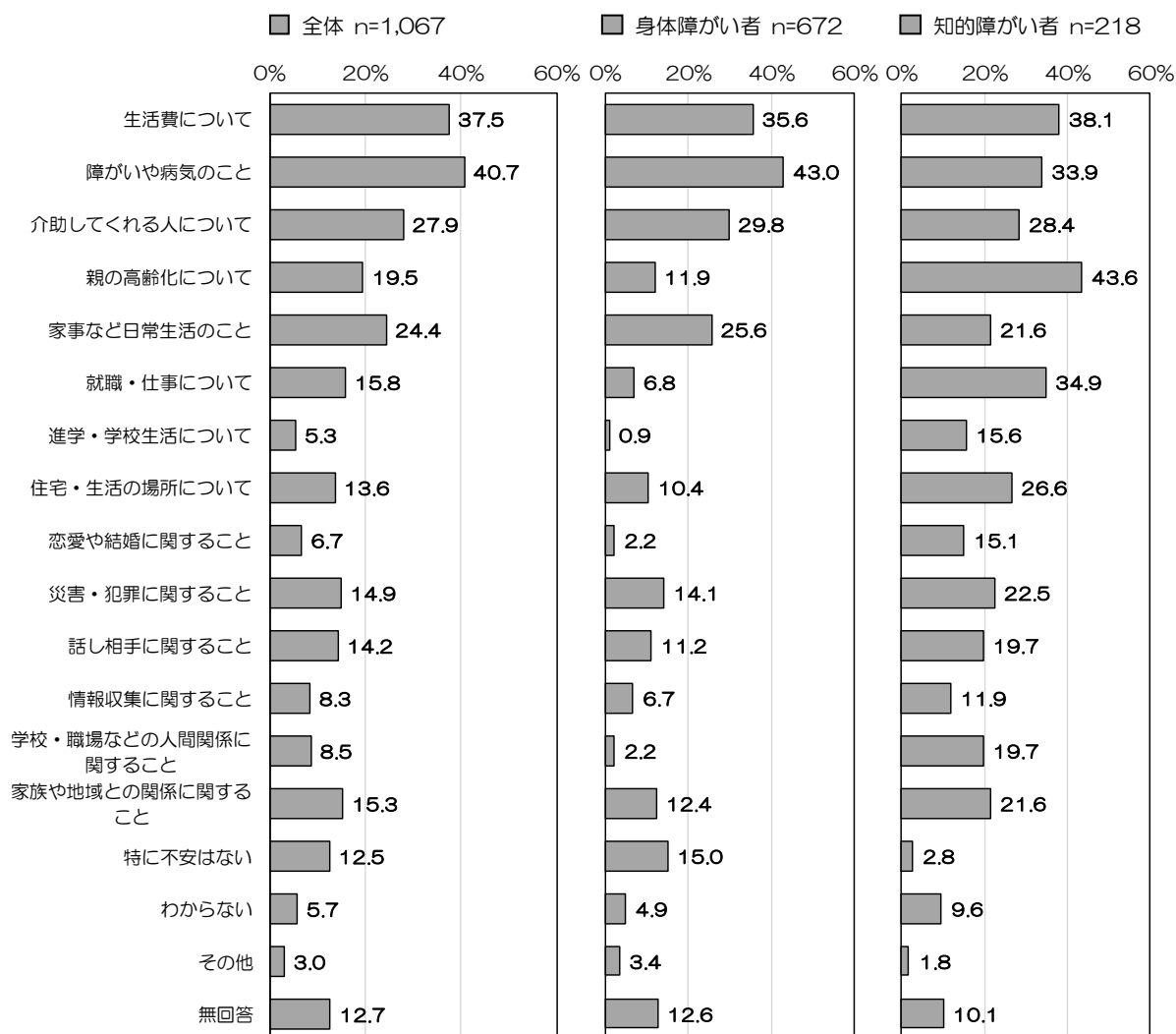
(8) 現在や今後の生活での困りごとや不安

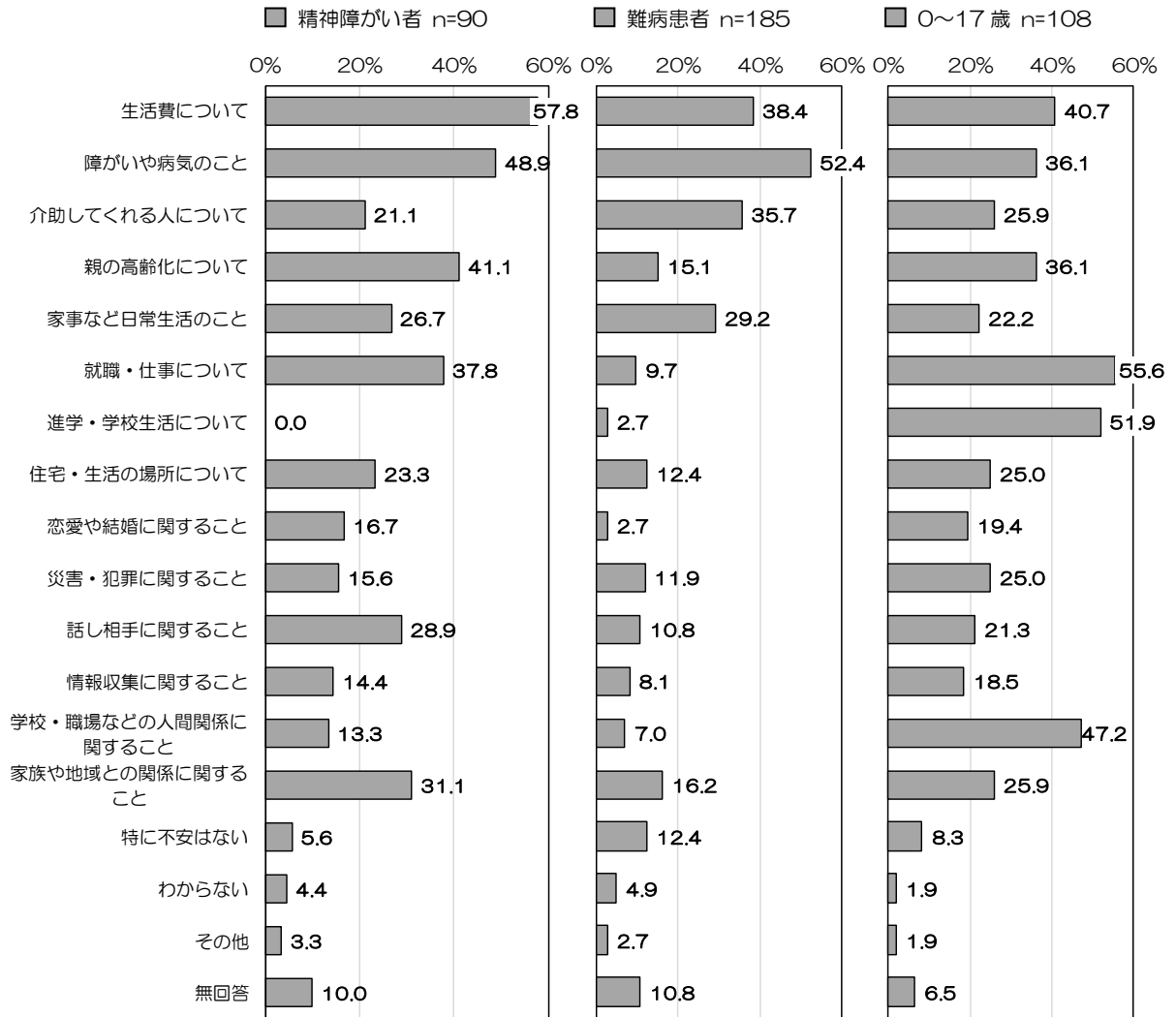
現在や今後の生活で不安に思っていることについては、全体では「障がいや病気のこと」が40.7%で最も高く、次いで「生活費について」が37.5%、「介助してくれる人について」が27.9%、「家事など日常生活のこと」が24.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者では「障がいや病気のこと」が43.0%で最も高く、次いで「生活費について」が35.6%となっています。知的障がい者では「親の高齢化について」が43.6%で最も高く、次いで「生活費について」が38.1%となっています。精神障がい者では「生活費について」が57.8%で最も高く、次いで「障がいや病気のこと」が48.9%となっています。難病患者では「障がいや病気のこと」が52.4%で最も高く、次いで「生活費について」が38.4%となっています。

知的障がい者においては「親の高齢化について」、精神障がい者においては「就職・仕事について」、「家族や地域との関係に関すること」が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

0～17歳でみると、「就職・仕事について」が55.6%で最も高く、次いで「進学・学校生活について」が51.9%、「学校・職場などの人間関係に関すること」が47.2%と、将来的な生活に対する不安が大きいことがうかがえます。





(9) 障害福祉サービス等の利用状況及び利用意向

障害福祉サービス等の利用状況及び利用意向について、全体及び0～17歳の結果の上位5位までをまとめたものが下表となっています。

◆全体 n=1,067

障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
計画相談支援	生活介護	短期入所 (ショートステイ)	施設入所支援	放課後等デイサービス
16.9%	8.2%	5.6%	5.2%	4.4%

地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
日常生活用具給付事業	相談支援事業 (一般的な相談)	日中一時支援事業	移動支援事業	地域活動支援センター事業
4.8%	4.5%	4.1%	2.2%	2.0%

障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	4位	4位	4位
計画相談支援	生活介護	放課後等デイサービス	自立訓練 (機能訓練※)	短期入所 (ショートステイ)	施設入所支援
6.3%	3.2%	2.3%	2.2% (同位)	2.2% (同位)	2.2% (同位)

地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	2位	4位	5位
相談支援事業 (一般的な相談)	日常生活用具給付事業	日中一時支援事業	移動支援事業	障害者理解促進研修・啓発事業
3.5%	2.2% (同位)	2.2% (同位)	1.8%	1.2%

◆0～17歳 n=108

障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
計画相談支援	放課後等デイサービス	児童発達支援	短期入所 (ショートステイ)	医療型児童発達支援
45.4%	41.7%	24.1%	7.4%	3.7%

地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	3位	5位
日中一時支援事業	相談支援事業 (一般的な相談)	日常生活用具給付 事業	移動支援事業	障害者理解促進研 修・啓発事業
19.4%	11.1%	3.7% (同位)	3.7% (同位)	0.9%

障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	4位	5位
放課後等デイサービス	計画相談支援	児童発達支援	保育所等訪問支援	自立訓練 (生活訓練) 医療型児童発達支援
21.3%	20.4%	5.6%	2.8%	1.9% (同位)

地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」

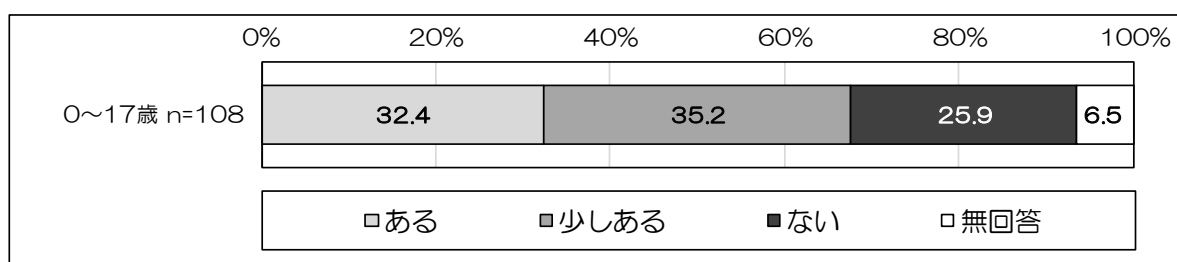
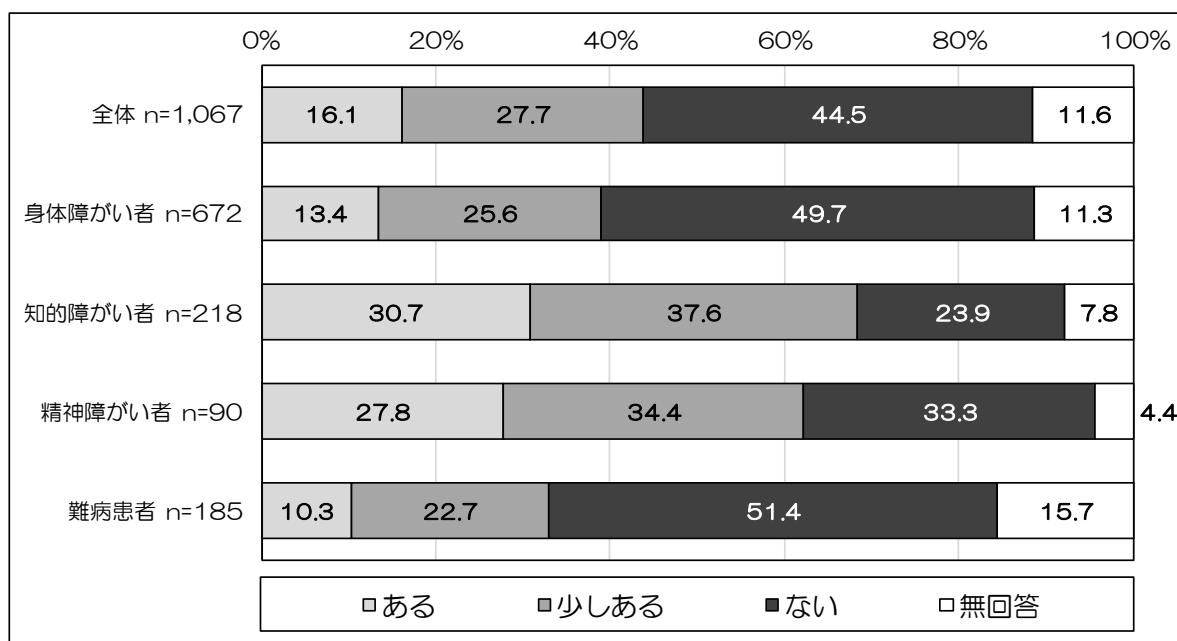
1位	2位	3位	4位	5位
相談支援事業 (一般的な相談)	日中一時支援事業	移動支援事業	成年後見制度※利 用支援事業	障害者理解促進研 修・啓発事業 地域活動支援セン ター事業
10.2%	6.5%	3.7%	2.8%	1.9% (同位)

(10) 障がいがあることで、差別や嫌な思いをする(した)ことの有無

障がいがあることで、差別や嫌な思いをする(した)ことの有無については、全体では「ない」が44.5%で最も高く、次いで「少しある」が27.7%、「ある」が16.1%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者と精神障がい者で「ある」、「少しある」の割合が他の種別と比べて高くなっています。

0~17歳でみると、「少しある」が35.2%で最も高く、次いで「ある」が32.4%となっています。「ある」を全体結果と比べると、16.3ポイント上回っています。

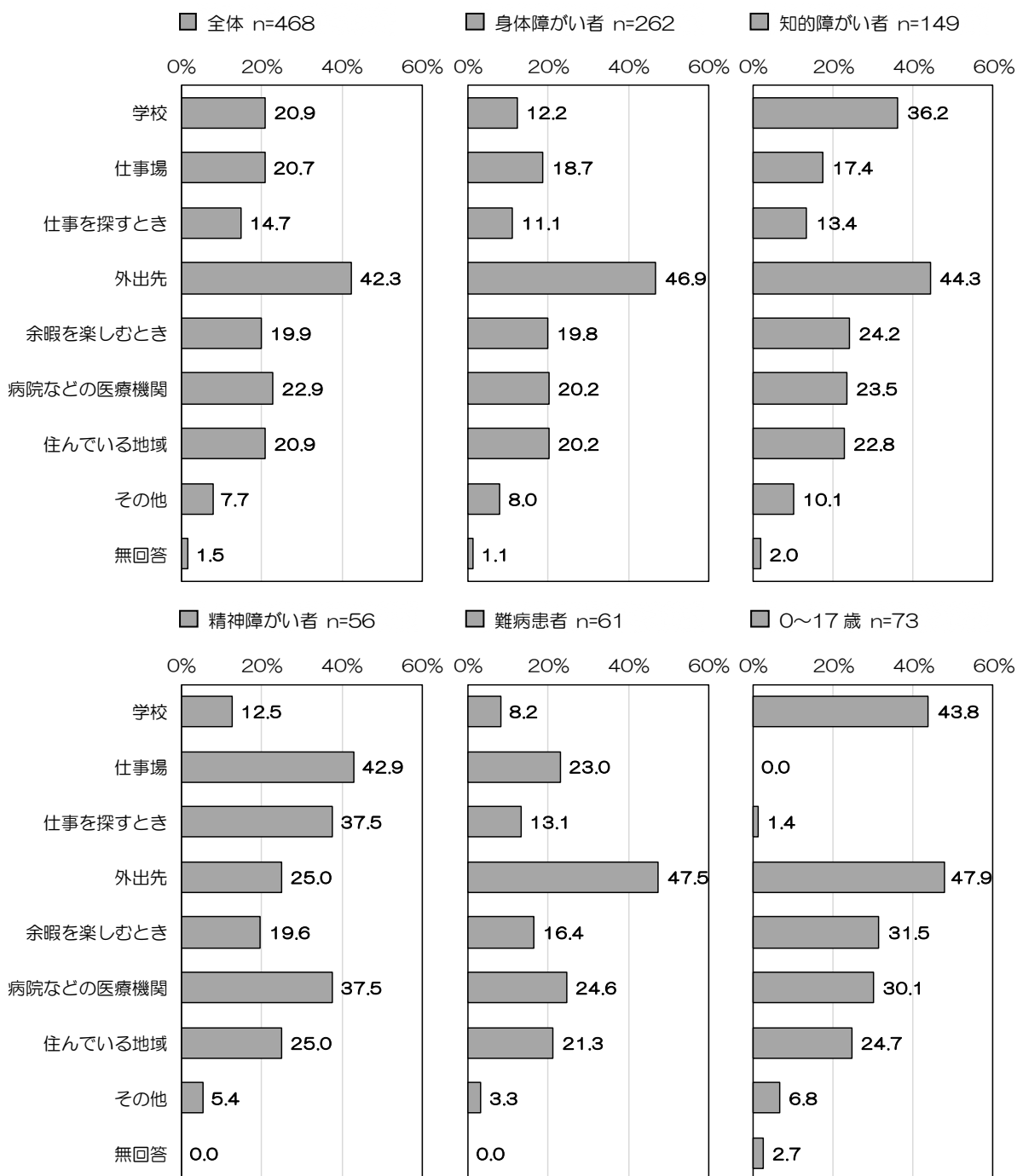


(11) 差別や嫌な思いをした場所

差別や嫌な思いをした場所については、全体では「外出先」が42.3%で最も高く、次いで「病院などの医療機関」が22.9%、「学校」、「住んでいる地域」がともに20.9%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者では「学校」、精神障がい者では「仕事場」の割合が高くなっています。

0~17歳でみると、「外出先」が47.9%で最も高く、次いで「学校」が43.8%となっています。



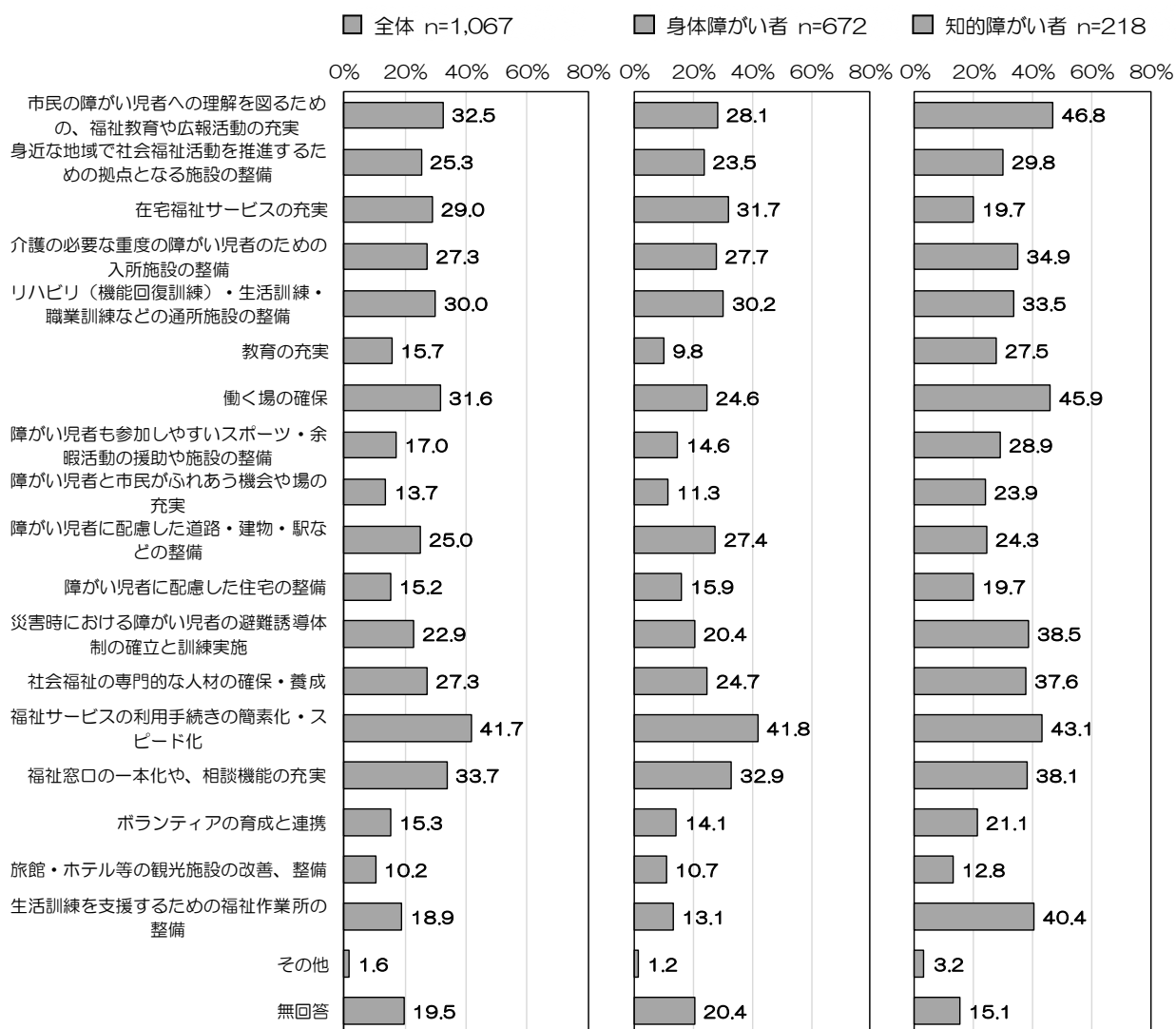
(12) 障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと

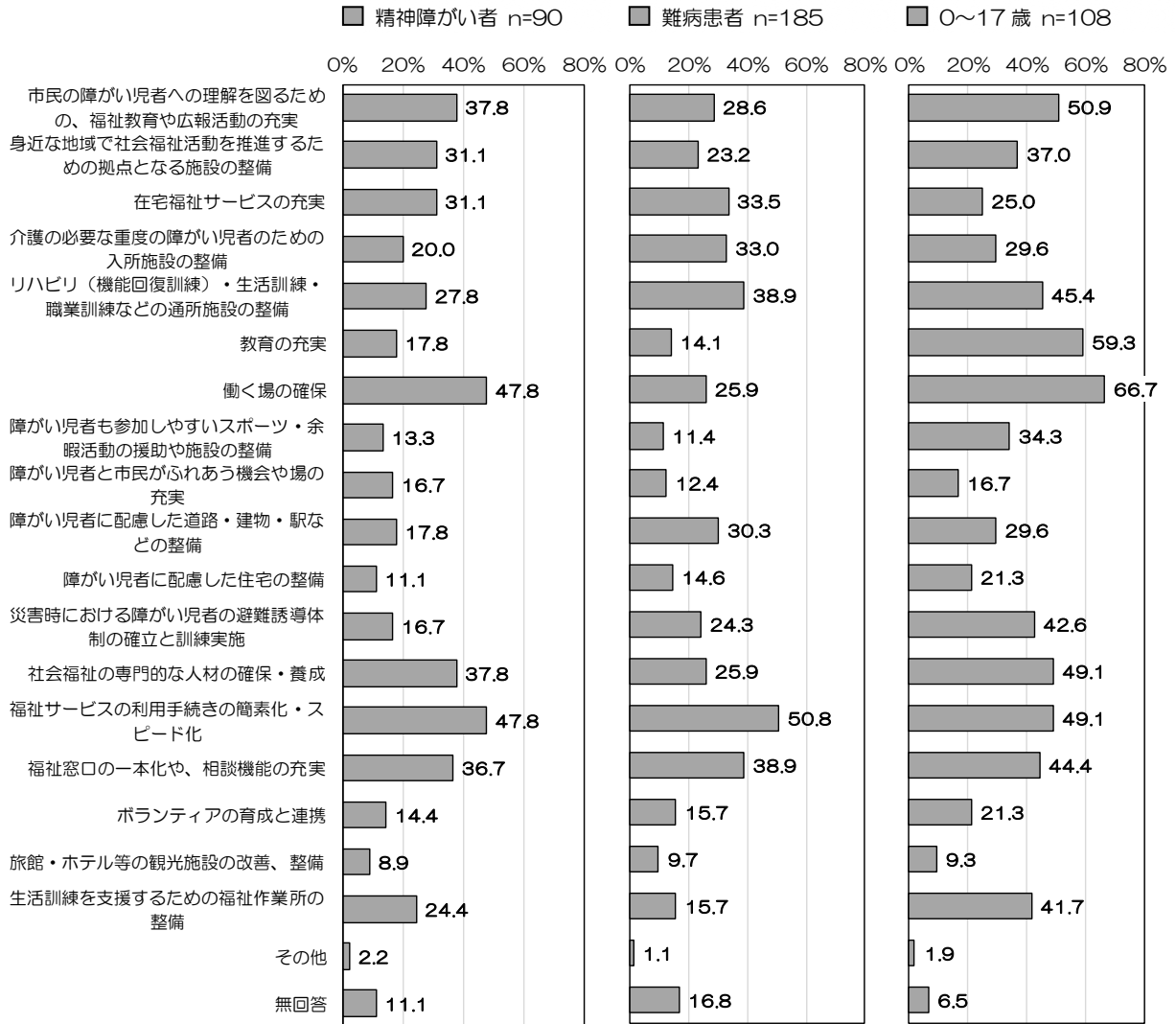
障がい者や障がい児が住みよいまちを作るための今後の真岡市の施策については、全体では「福祉サービスの利用手続きの簡素化・スピード化」が41.7%で最も高く、次いで「福祉窓口の一本化や、相談機能の充実」が33.7%、「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が32.5%となっています。

障がい種別でみると、すべての種別で「福祉サービスの利用手続きの簡素化・スピード化」が高い割合を占めています。知的障がい者においては「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」の割合が他の種別と比べて高くなっています。精神障がい者では「働く場の確保」の割合が他の種別と比べて高くなっています。難病患者では「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」の割合が他の種別と比べて高くなっています。

0～17歳でみると、「働く場の確保」が66.7%で最も高く、次いで「教育の充実」が59.3%となっています。

障がい種別により、重要なことに対して異なる傾向がみられます。





第3章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本目標

真岡市障害者計画の主要テーマである「すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり」を推進するため、次の基本目標を設定します。

1. 障がい者の自己決定・自己選択の尊重と障害福祉サービスの充実

ノーマライゼーション※の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスのさらなる充実に努めます。

2. 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス基盤の整備

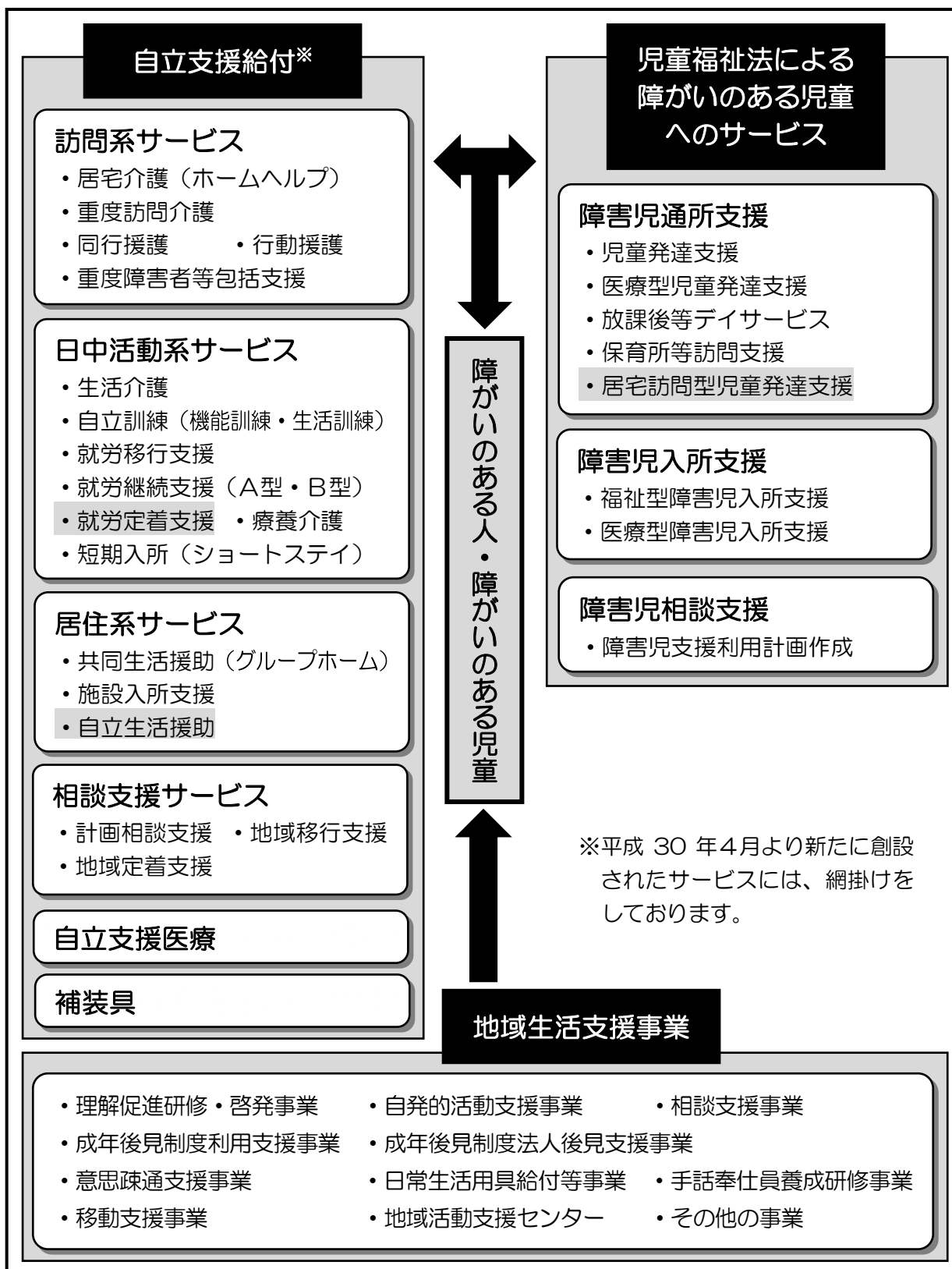
障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障がい者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備をさらに進めます。

3. 障がいのある児童への適切な支援体制の整備

障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供できる体制整備を推進します。

第2節 障害福祉サービス等の体系

障がいのある人・障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第4章

障害福祉計画及び障害児福祉計画の 実施計画

第1節 平成32年度の数値目標

国の基本指針に基づき、以下の1から5の項目について数値目標を定めます。

1. 施設入所から地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき第4期での方針を踏襲することにより数値目標を次のように設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、新たに創設される自立生活援助等の推進により、地域生活への移行を進めます。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

＜国の基本指針＞

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを目指す。

＜県の目標値＞

本県の福祉施設の入所者は全国平均に比べ重度者の比率が高いこと、及び第3～4期の実績から急激な地域移行は見込めないことを勘案して約3%に設定する。

区 分	数 値	備 考
平成28年度末入所者数(A)	76人	実績
【目標値】地域生活移行者数(B)	3人	
移行率 (B/A)×100	3.9%	県の目標値：約3%

(2) 入所施設の入所者数

＜国の基本指針＞

平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2%以上の削減を目指す。

＜県の目標値＞

最低定員の入所施設を除いて定員削減が可能な数として、約1.5%に設定する。

区 分	数 値	備 考
平成28年度末入所者数(A)	76人	実績
【目標値】削減見込(B)	2人	
削減率 (B/A)×100	2.6%	県の目標値：約1.5%

2. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、新たに創設された就労定着支援事業を促進し、安定した就労を推進します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

＜国の基本指針＞

平成32年度末において福祉施設から一般就労へ移行した者が、平成28年度実績の1.5倍になることを目指す。＜県の目標値も同値＞

区 分	数 値	備 考
平成28年度末に福祉施設から一般就労へ移行した者（A）	4人	実績
平成32年度末に福祉施設から一般就労へ移行した者（B）	6人	見込
【目標値】 平成32年度末／平成28年度末 （B／A）×100	150%	県の目標値：150%

(2) 就労移行支援の利用者数

＜国の基本指針＞

平成32年度末において就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者から2割以上増加することを目指す。＜県の目標値も同値＞

区 分	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数（A）	16人	実績
平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数（B）	20人	見込
【目標値】 平成32年度末／平成28年度末 （B／A）×100	125%	県の目標値：120%

(3) 就労継続支援事業の利用者の割合

＜国の基本指針＞

平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。＜県の目標値も同値＞

区 分	数 値	備 考
平成28年度末、利用者の就労移行率が3割以上の事業所（ア）	0箇所	実績
平成28年度末の就労移行支援事業所の総数（イ）	2箇所	実績
$(ア/イ) \times 100$	0%	実績
平成32年度末、利用者の就労移行率が3割以上の事業所（A）	1箇所	見込
平成32年度末の就労移行支援事業所の総数（B）	2箇所	見込
【目標値】 $(A/B) \times 100$	50%	県の目標値：50%以上

(4) 一般就労の定着率

＜国の基本指針＞

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを旨とする。＜県の目標値も同値＞

区 分	30年度	31年度	32年度	備 考
就労定着支援事業の利用者数		4人	5人	見込
就労定着支援事業の開始した時点から1年後の職場定着者数		3人	4人	見込
就労定着支援事業の開始した時点から1年後の職場定着率		75%	80%	県の目標値：80%以上

3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者*の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

第5期では、国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について、数値目標を設定しました。

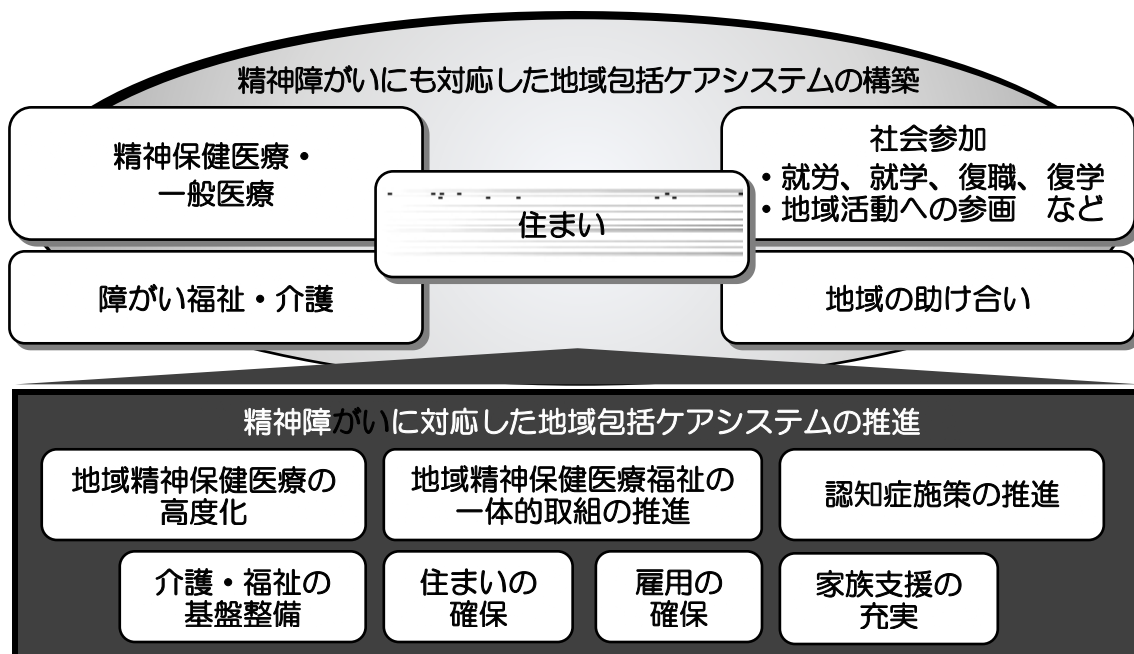
(1) 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

<国の基本指針>
平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指す。

区分	30年度	31年度	32年度	備考
協議の場の設置	検討	検討	設置	芳賀地区自立支援協議会*を活用し圏域単位で予定

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのことをいいます。



出典：厚生労働省

4. 地域生活支援拠点^{*}等の整備

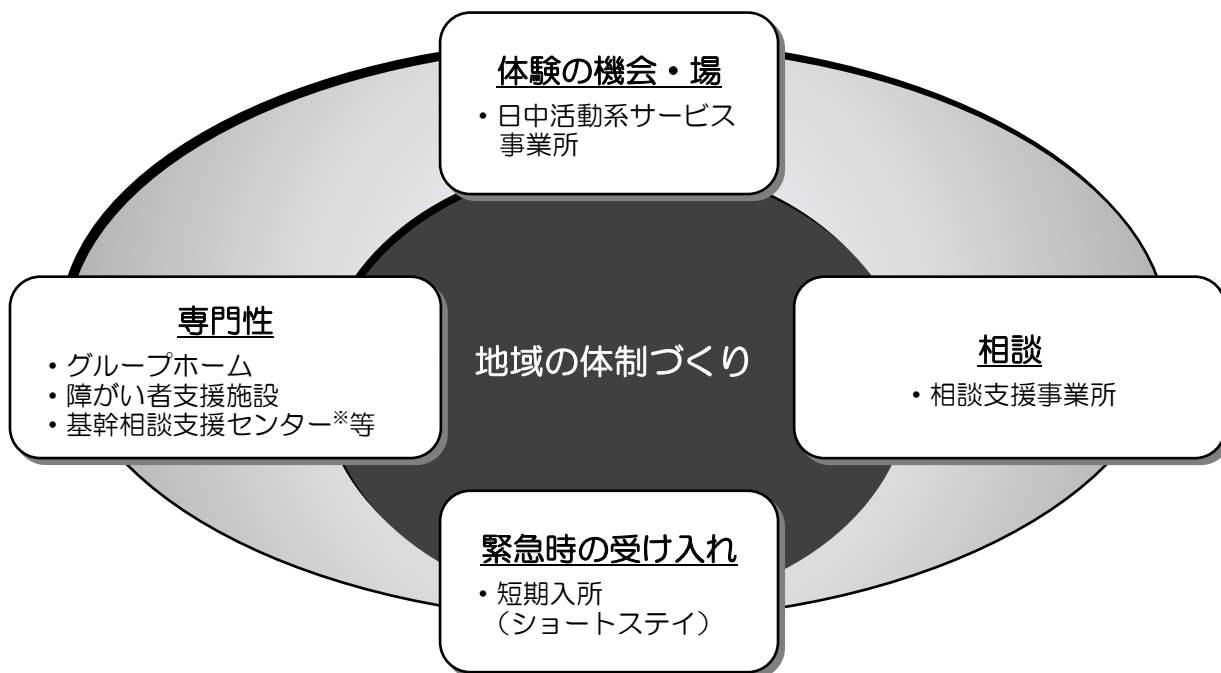
障がい者の重度化・高度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制を整備する必要があります。

＜国の基本指針＞

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目指す。

地域生活支援拠点等の整備については、「平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する」という第4期計画における国の基本指針に基づき、本市では、平成29年度末に、複数の機関が分担して居住支援機能を担う体制（面的整備型）により整備しました。第5期計画においても一層の充実を図ります。

＜地域生活支援拠点等の整備 面的整備型＞



出典：厚生労働省

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

第5期では、国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、障がい児支援の提供体制を確保するための取組を推進します。

(1) 児童発達支援センター*の設置及び保育所等訪問支援の充実

＜国の基本指針＞

平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを目指す。また、平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指す。

区 分	30年度	31年度	32年度	備 考
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所	1箇所	
保育所等訪問支援の利用体制の構築	検討	検討	構築	

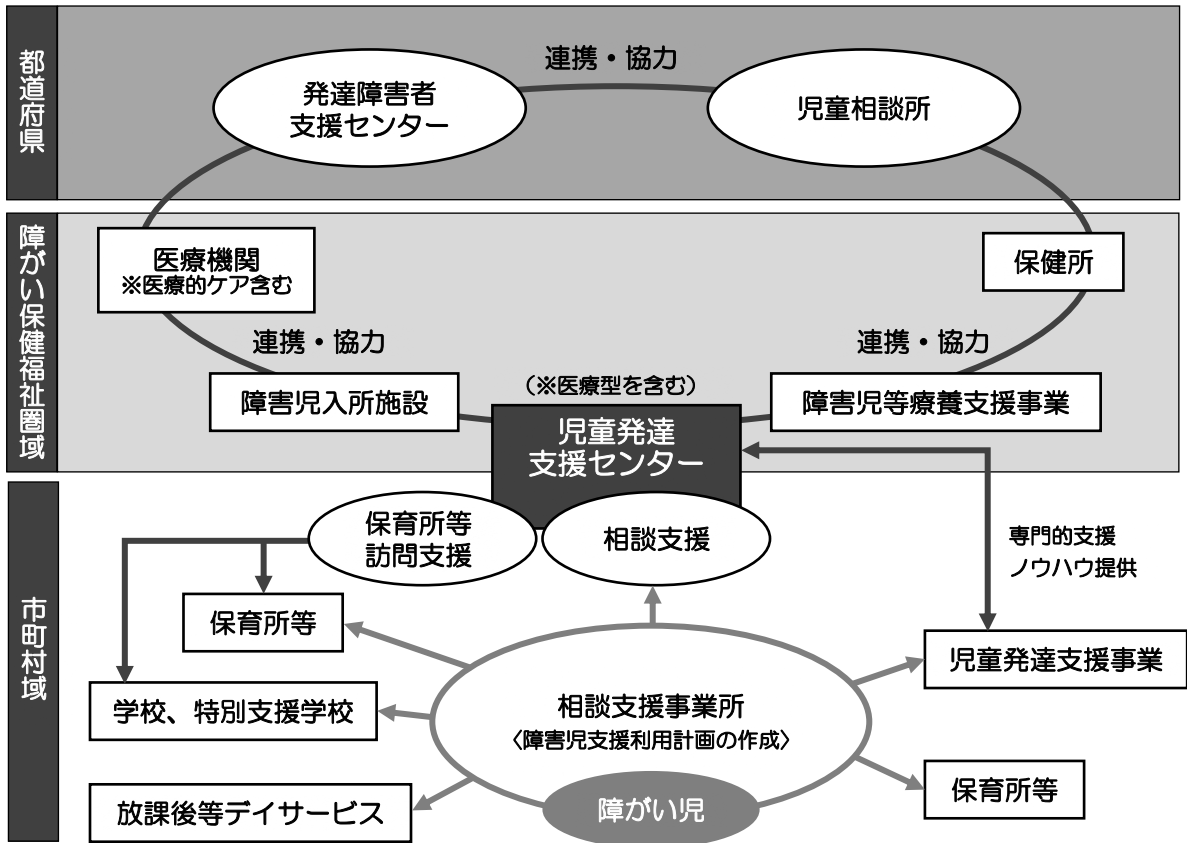
(2) 重症心身障がい児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の基本指針＞

平成32年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを目指す。

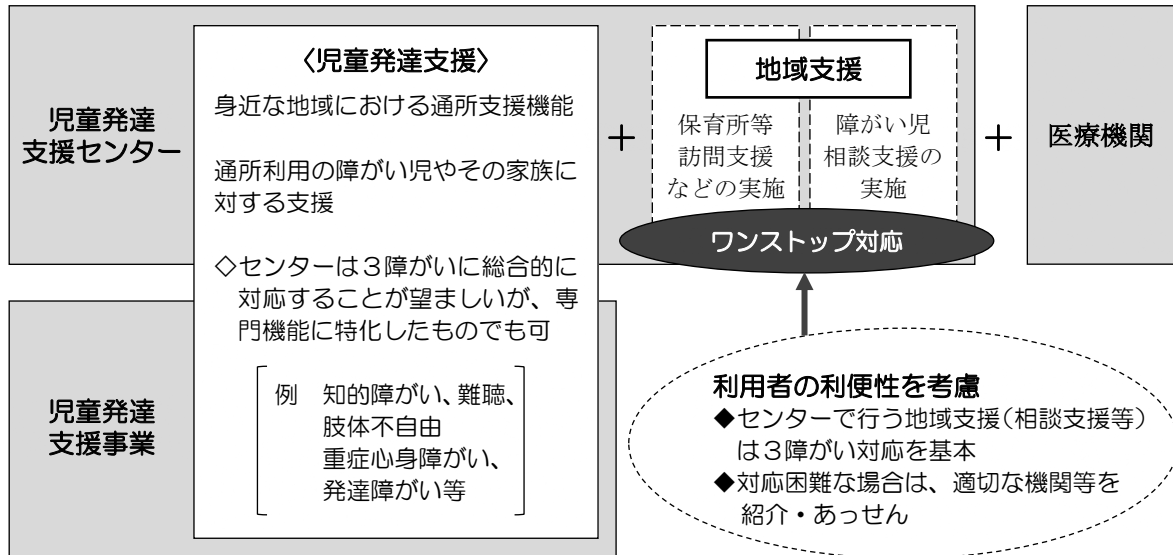
区 分	30年度	31年度	32年度	備 考
児童発達支援事業所	1箇所	1箇所	1箇所	
放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所	1箇所	

＜地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制＞



出典：厚生労働省

＜児童発達支援センターと児童発達支援事業の違い＞



出典：厚生労働省

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

＜国の基本指針＞

平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目指す。

区 分	30 年度	31 年度	32 年度	備 考
協議の場の設置	設置	設置	設置	県の関与のもと、圏域単位で設置予定

第2節 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

第3章、第2節で示した障害福祉サービス等の体系（44ページ）に基づき、障害福祉サービス等の見込量と今後の方策を定めます。

1. 訪問系サービス

（1）訪問系サービス

訪問系サービスは、施設入所者の地域生活への移行を推進するうえでも、必要不可欠なサービスです。

利用実績をみると、利用者数、利用量ともに増加傾向であるため、見込量につきましては過去の利用実績からの伸び率に基づき数値目標を定めています。

サービス見込量の増加に伴い、サービス提供基盤の整備が求められます。また、こうした量的拡大とともに、質的な向上にも取り組んでいく必要があります。障がい者が利用しやすい状況を整えるため、利用ニーズの的確な把握と、事業者との継続的な協議や指導・助言等に努めます。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

住み慣れた地域で障がい者等が安心して生活できるよう、障がい者一人ひとりに適切な身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供することで、障がい者の地域での自立した生活を支援します。

今後の方策としては、安定したサービスが提供されるようになってきましたが、今後も、安定したサービス提供体制の確保が必要です。

訪問系サービスの中では最もニーズの多いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう働きかけていきます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者等に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供することで、障がい者等の地域での生活を支援します。（平成26年4月から、「行動上著しい困難を有する知的・精神障がい者」も対象となりました。）

今後の方策としては、平成26年4月1日の法改正により、対象がこれまでの重度の肢体不自由のある人に加えて、重度の知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する、常時介護を要する人も対象となりました。

現在、利用者はいませんが、サービス提供事業者の人材確保やサービスの周知が必要となります。

サービス提供事業所に対して、人材の確保および質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を支援します。

今後の方策としては、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する65歳以上の視覚障がいのある人が増加することも予想されます。サービスに関する周知を行うとともに、障がいの状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている知的障がい者等及び精神障がい者等が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行い、障がい者等が地域社会で自立できるよう支援します。

今後の方策としては、行動援護については、地域生活支援事業の移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることや、事業所が少ないことが、利用者が増えない理由と考えられます。

サービス対象者に制度の周知を進めながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い重度の障がい者等に対して、障がい者等の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障害福祉サービスを複数組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

今後の方策としては、重度障害者等包括支援については、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、サービスの利用が進まない要因を分析することや、このサービスについて情報収集をすることなどを検討します。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見 込 量	利用量	525	556	583	750	800	910
		利用者数	33	36	39	65	68	72
	実 績 値	利用量	567	601	670			
		利用者数	58	59	62			
	達 成 率	利用量	108.0%	108.1%	114.9%			
		利用者数	175.8%	163.9%	159.0%			

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

このサービスは、常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供することにより、障がい者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るものです。

利用者のニーズは高く、今後も増加傾向にあり、各年度2人ずつの増加を見込んでいます。

現在郡内外の事業所で受け入れを実施していますが、更に、サービス供給量の確保に取り組んでいく必要があります。

今後の方策としては、地域生活を支えるためにも、今後も利用者が希望するサービスを安定して提供できるようサービス提供事業所の拡充に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	見込量	利用量	3,151	3,245	3,342	3,272	3,310	3,348
		利用者数	175	180	185	173	175	177
	実績値	利用量	3,328	3,145	3,234			
		利用者数	167	168	171			
	達成率	利用量	105.6%	96.9%	96.8%			
		利用者数	95.4%	93.3%	92.4%			

(2) 自立訓練（機能訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がい者に対して、一定期間、理学療法*や作業療法*等の身体的リハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを提供できる事業所は、県内に1箇所しかいないため、大幅な増加は見込めず、各年度1人ずつの見込数値を設定しています。

今後の方策としては、サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、適切にサービスが提供できるよう事業所との連携に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用量	10	10	10	10	10	10
		利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用量	13	0	0			
		利用者数	1	0	0			
	達成率	利用量	130.0%	0.0%	0.0%			
		利用者数	100.0%	0.0%	0.0%			

(3) 自立訓練（生活訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、生活能力の維持・向上が必要な知的障がい者または精神障がい者に対して、一定期間、日常生活能力を向上させるための訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

今後の入所施設・病院からの通所・退院者や特別支援学校からの卒業者等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のためには不可欠な事業ですが、郡内にはサービスを提供する事業所はなく、利用実績もほとんどないことから、各年度1人ずつの見込数値を設定しています。

今後の方策としては、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、今後もサービス提供事業所の確保に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用量	87	87	106	22	22	22
		利用者数	4	4	5	1	1	1
	実績値	利用量	0	3	0			
		利用者数	0	0	0			
	達成率	利用量	0.0%	3.4%	0.0%			
		利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

(4) 就労移行支援

このサービスは、一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

障がい者の自立の面からも必要な事業ですが、郡内の事業所が少ないため、郡外を含めた利用調整が必要となります。地域生活への移行の推進にともない増加が見込まれ、各年度2人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、今後の特別支援学校卒業生や地域移行推進による利用希望者の増加に対応するため、サービス提供事業所と連携して、定員の増加を図るなど、提供体制の確保に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
就労移行支援	見込量	利用量	400	500	600	265	283	301
		利用者数	20	25	30	16	18	20
	実績値	利用量	325	271	265			
		利用者数	18	16	16			
	達成率	利用量	81.3%	54.2%	44.2%			
		利用者数	90.0%	64.0%	53.3%			

(5) 就労継続支援（A型）（雇用型）

このサービスは、一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、事業所において雇用契約に基づく生産活動やその他の活動機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを行う事業所は郡内に2箇所しかいないため、郡外での利用が増加しています。今後も就労を希望する利用者の増加が見込まれるため、各年度3人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、潜在的なニーズはあるものと推察されますが、サービス提供事業所が少ないことなどが課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労継続支援 (A型)	見 込 量	利用量	60	60	80	584	638	692
		利用者数	3	3	4	33	36	39
	実 績 値	利用量	302	420	530			
		利用者数	17	24	30			
	達 成 率	利用量	503.3%	700.0%	662.5%			
		利用者数	566.7%	800.0%	750.0%			

(6) 就労継続支援（B型）（非雇用型）

このサービスは、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった障がい者や一定年齢に達している障がい者などに対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者については、段階的に就労への移行に向けた支援を行うものです。

利用者については年々増加傾向にあります。利用者のニーズは高く、新規の利用者の増加とともに、利用が長期化する傾向がみられます。郡内の事業所はほぼ満員の状態ですが、利用者が年々増加傾向にあり、今後は、各年度7人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、今後の特別支援学校卒業生などによる利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所に対して、新規参入や利用定員の増加を働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
就労継続支援 (B型)	見 込 量	利用量	2,176	2,210	2,244	2,660	2,779	2,898
		利用者数	128	130	132	152	159	166
	実 績 値	利用量	2,420	2,438	2,541			
		利用者数	131	138	145			
	達 成 率	利用量	111.2%	110.3%	113.2%			
		利用者数	102.3%	106.2%	109.8%			

(7) 就労定着支援

このサービスは、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した方に、就労定着支援事業所の方が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適応できるよう支援を行うものです。

平成30年度からの新しいサービスです。見込量については、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて一般就労に移行した人数を勘案して見込数値を設定しています。

【第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労定着支援	見 込 量	利用量				12	16	20
		利用者数				3	4	5

(8) 療養介護

このサービスは、医療及び常時の介護を必要とする障がい者等に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的介護、及び日常生活の世話をを行い、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加の支援を行うものです。

今後の方策としては、該当となる対象施設は重症心身障害児施設、指定医療機関等であり、医療および介護が必要となった場合に、このサービスを利用することとなります。児童福祉法等の改正に伴い、平成24年度からは、18歳以上の重症心身障害児施設等の入所者も療養介護の対象となり、平成29年度は、月6人の利用がありました。今後も施設及び医療機関と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
療養介護	見込量	利用者数	7	7	9	6	7	7
	実績値	利用者数	4	4	6			
	達成率	利用者数	57.1%	57.1%	66.7%			

(9) 短期入所（ショートステイ）

このサービスは、障がい者等の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭などで一時的に困難になった場合、障がい者等を施設などへ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等必要な支援を行うものです。

今後、地域生活への移行の推進とともに、介護者の負担軽減や緊急時の対応を図ることが必要となることから利用者の増加が見込まれますが、郡内で利用できる施設が少ない状況です。今後は、各年度2人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、本サービスの利用意向は高いことから、利用支援を行うとともに、施設との連携、調整に努めます。今後は、サービス提供事業所の定員の増加を促進するとともに、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるよう努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所	見込量	利用量	139	154	170	172	184	196
		利用者数	25	28	31	33	35	37
	実績値	利用量	163	126	160			
		利用者数	27	24	31			
	達成率	利用量	117.3%	81.8%	94.1%			
		利用者数	108.0%	85.7%	100.0%			

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

このサービス対象者は、今後、施設・病院等から地域生活への移行の推進により増加が見込まれ、また、地域生活を支援していくために不可欠なサービスです。

市内のグループホームは4箇所で常に満員の状態にあり、市外のグループホームに入居する方が増加しています。見込量については、これまでの利用実績と地域生活移行者の推進を踏まえ数値を設定しています。

就労しているまたは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者または精神障がい者に対し、家事等の日常生活上の支援や日常生活の相談支援、日中活動における事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

精神障がいのある人等の退院促進・地域移行を進めていくためにも、サービス提供事業所の増加が期待されます。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、サービス提供事業所との連携に努めます。

今後の方策としては、障がいのある人等が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、新規のグループホームの開設について、関係機関などと検討しながら、事業者等に働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
共同生活援助	見込量	利用者数	49	52	54	64	66	68
	実績値	利用者数	51	53	60			
	達成率	利用者数	104.1%	101.9%	111.1%			

(2) 施設入所支援

このサービスは、夜間において介護が必要な障がい者や生活介護または自立訓練若しくは就労移行支援を利用している通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行い、安定して日常生活が営めるよう支援を行うものです。

見込量については、実績をもとに施設入所から地域生活への移行の目標値を考慮し、見込数値を設定しています。

今後の方策としては、施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、適切な施設との連携および入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、その移行を支援します。

なお、目標値として、施設入所数の削減を掲げていることから、入所定員の増加は見込めないため、入所者の地域移行の促進を図り、定員に空きが出たところへニーズのある障がい者を入所させる対応が想定されます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	見込量	利用者数	78	75	73	76	75	74
	実績値	利用者数	75	74	77			
	達成率	利用者数	96.2%	98.7%	105.5%			

(3) 自立生活援助

このサービスは、障がい者本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行うものです。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談を行えるものです。

平成30年度からの新しいサービスです。見込量については、施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績及び地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案して見込数値を設定しています。

【第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	見込量	利用者数				1	2	3

4. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、主に、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者等を対象に、サービスの利用プラン作成や総合的相談を行うものです。平成27年度以降も障害福祉サービス利用者や地域相談支援利用者すべてに提供できるよう、支援相談員数の増加見込みを考慮しながら計画的に進めていきます。

また、地域移行支援は、障害者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域定着支援は、単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	見込量	利用者数	39	40	40	60	65	70
	実績値	利用者数	60	55	60			
	達成率	利用者数	153.8%	137.5%	150.0%			
地域移行支援	見込量	利用者数	4	5	6	1	2	3
	実績値	利用者数	0	0	0			
	達成率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
地域定着支援	見込量	利用者数	8	9	10	4	5	6
	実績値	利用者数	1	2	4			
	達成率	利用者数	12.5%	22.2%	40.0%			

5. 自立支援医療

(1) 自立支援医療

自立支援医療である更生医療、育成医療、精神通院医療では、対象となる障がい者に対して、心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように医療費の給付を行います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や病状が「重度かつ継続」となる方については、所得に応じた月額負担上限額も設けて、障がい者に対する適正医療の普及に努めます。

なお、精神通院医療については、県が実施主体となっています。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：件/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
更生医療	見込量	利用者数	290	295	300	320	330	340
	実績値	利用者数	282	299	310			
	達成率	利用者数	97.2%	101.4%	103.3%			
育成医療	見込量	利用者数	63	65	67	45	45	45
	実績値	利用者数	52	37	40			
	達成率	利用者数	82.5%	56.9%	59.7%			

6. 補装具

(1) 補装具

平成18年から現物給付から補装具費の支給に変更となり、原則1割が自己負担となりましたが、所得に応じて一定の負担上限が設けられています。

補装具は、身体の欠損または失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、それぞれの障がい者に対応して設計、加工するものであるため、購入・修理の際には、今後も障がいに適合した補装具の支給に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
補装具	見込量	利用者数	160	168	176	146	150	154
	実績値	利用者数	102	155	137			
	達成率	利用者数	63.8%	92.3%	77.8%			

7. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものです。

就学前の児童に対する療育の重要性から、利用ニーズが増加しており、市内でサービスを提供する事業所数も、平成26年度末の2事業所から、平成29年度は7事業所(内1事業所は休止中)に増加しています。平成30年度以降は、各年度5人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、児童発達支援事業を実施する事業者により、新たな事業所が増加してきたため、潜在的なニーズが満たされていると推測されます。今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	見込量	利用量	170	183	190	400	430	460
		利用者数	25	27	28	63	68	73
	実績値	利用量	276	274	370			
		利用者数	37	37	51			
	達成率	利用量	162.4%	149.7%	194.7%			
		利用者数	148.0%	137.0%	182.1%			

(2) 医療型児童発達支援

地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものです。

利用者については、現時点で増加に見込みはありませんが、平成32年度に3人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、利用希望があった場合は、サービスを提供する医療機関の情報提供などを行い、医学的管理のもとで必要な療育を受けられるよう支援していきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
医療型 児童発達支援	見 込 量	利用量	20	30	30	20	20	30
		利用者数	2	3	3	2	2	3
	実 績 値	利用量	0	18	20			
		利用者数	0	2	2			
	達 成 率	利用量	0.0%	60.0%	66.7%			
		利用者数	0.0%	66.7%	66.7%			

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

就学児の放課後や休暇期間中の居場所として、極めてニーズが高く、近年、利用者が急増しているサービスです。これに合わせて、市内でサービスを提供する事業所数も、平成26年度末の2事業所から、平成29年度は9事業所に増加しています。今後も利用者は増加すると見込んでいますが、潜在的ニーズが安定し、児童数が減少することを勘案し、平成32年度で利用者144人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、放課後等デイサービス事業を実施する事業者により、新たな事業所が増加していますが、まだ潜在的なニーズは存在すると推測されます。

このサービスには、障がいのある児童を介護する親・家族などのレスパイトケア（家族等に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割もあることから、利用量の増加が見込まれます。

今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
放課後等デイサービス	見込量	利用量	75	75	90	1,980	2,160	2,160
		利用者数	25	25	30	132	144	144
	実績値	利用量	117	888	1,406			
		利用者数	25	79	120			
	達成率	利用量	156.0%	1184.0%	1562.2%			
		利用者数	100.0%	316.0%	400.0%			

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

現在、郡内にサービスを提供する事業者はありませんが、過去の利用実績と平成32年度までに全ての市町村で保育所等訪問支援が利用できるようにする目標を考慮し、平成32年度に利用者3人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、サービスを提供する事業者の確保などが課題となります。利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図っていきます。平成32年度までに、児童発達支援センターの設置とあわせて、市内への事業所設置を検討していきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用量	1	2	3	2	2	3
		利用者数	1	2	3	2	2	3
	実 績 値	利用量	0	0	1			
		利用者数	0	0	2			
	達 成 率	利用量	0.0%	0.0%	33.3%			
		利用者数	0.0%	0.0%	66.7%			

8. 居宅訪問型児童発達支援

(1) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられていたため、これまで通所支援の充実を図ってきましたが、現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児が発達支援を受けられませんでした。このため、重度の障がい等の状態にある障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスが新たに創設されました。

平成30年度からの新しいサービスです。見込量につきましては、重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を訪問看護等の利用者数から勘案し、平成32年度に利用者4人を見込数値として設定しています。

【第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅訪問型児童発達支援	見込量	利用量			24	24	32
	利用者数				3	3	4

9. 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント*によりきめ細かな支援を行うものです。

障害児通所支援の利用者の急増にともない、障害児支援利用計画が必要になるため、利用者も増加しています。今後も増加が見込まれるため、各年度5人増で見込数値を設定しています。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
障害児相談支援	見込量	利用者数	5	5	5	55	60	65
	実績値	利用者数	4	44	50			
	達成率	利用者数	80.0%	880.0%	1000.0%			

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター*の配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。国の基本指針においては、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を平成30年度中に各市町村に設置することになっており、コーディネーターについては、平成30年度に県の実施する養成研修を終了した者を、平成31年度から1人配置する見込みとしています。

【第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
コーディネーター配置人数	見込量	配置人数				0	1	1

第3節 地域生活支援事業の見込量と今後の取組

第3章、第2節で示した障害福祉サービス等の体系（44ページ）に基づき、地域支援事業の見込量と今後の取組を定めます。

1. 地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある方に対する理解を深めるための催し物の開催、啓発活動などを行います。

- ・広報もおか、ウイークリーニュースもおかなどでの啓発記事の掲載
- ・「障害者週間^{*}」12月3日～9日

（2）自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

（3）相談支援事業

障がい者や家族等の相談に対する支援体制の充実を図るため、芳賀地区市町が共同で平成18年度に芳賀地区障害児者相談支援センターを設置しました。平成28年度からは、利用者の利便性の向上を図るため、真岡市障害児者相談支援センターを設置し、芳賀郡4町の相談支援センターと連携して支援にあたっています。

今後も、障がい者の自立と社会参加の促進のため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、情報提供等の実施に必要な相談支援活動の拠点として、真岡市障害児者相談支援センターの機能充実を図り、利用者のニーズに適切に対応できるよう努めるとともに、地域の相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターへの移行を推進します。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：件)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
相談支援事業	見込量	1,100	1,200	1,400	630	660	690
	実績値	1,768	399	596			
	達成率	160.7%	33.3%	42.6%			

※平成28年度の真岡市障害児者相談支援センターの設置に合わせて相談支援件数の数え方について整理しました。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。今後、この事業を通してこれらの障がい者の権利擁護*を図るよう努力します。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	1	2	3	2	3	4
	実績値	1	2	1			
	達成率	100.0%	100.0%	33.3%			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記※奉仕員を派遣する事業を実施します。

情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう、とちぎ視聴覚障害者情報センターに委託するなど、障がい者のニーズに応じた手話通訳者や要約筆記奉仕員の確保に努め、事業の充実に努めます。

手話を用いて聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る手話通訳者を配置する手話通訳者設置事業については、月2回（毎月第2火曜日と第4水曜日の午前中）、市社会福祉課に手話通訳者を配置しています。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人）

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	16	17	18	13	14	15
	実績値	9	8	12			
	達成率	56.3%	47.1%	66.7%			
手話通訳者設置事業	見込量	37	38	38	44	48	52
	実績値	29	32	40			
	達成率	78.4%	84.2%	105.3%			

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者に対して、自立生活支援用具等6種類の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者の自立した生活と社会参加を支援します。

今後も、障がい者の多様化するニーズに対応した用具の提供ができるよう、情報収集や制度の周知に努めるなど、事業の充実に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	見 込 量	11	11	12	5	5	5
	自立生活支援用具		8	9	10	10	11	12
	在宅療養等支援用具		10	11	12	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具		11	12	13	12	13	14
	排泄管理支援用具		1,255	1,260	1,265	1,470	1,500	1,530
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2	2	2	1	1	1
	計		1,297	1,305	1,314	1,506	1,538	1,570
	介護訓練支援用具	実 績 値	5	5	5			
	自立生活支援用具		11	7	9			
	在宅療養等支援用具		7	8	8			
	情報・意思疎通支援用具		13	10	11			
	排泄管理支援用具		1,223	1,413	1,440			
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0	1	1			
	計		1,259	1,444	1,474			
	介護訓練支援用具	達 成 率	45.5%	45.5%	41.7%			
	自立生活支援用具		137.5%	77.8%	90.0%			
	在宅療養等支援用具		70.0%	72.7%	66.7%			
	情報・意思疎通支援用具		118.2%	83.3%	84.6%			
	排泄管理支援用具		97.5%	112.1%	113.8%			
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0.0%	50.0%	50.0%			
	計		97.1%	110.7%	112.2%			

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を引き続き行っていきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進していきます。

移動支援の形態としてはマンツーマンによる個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ支援型があります。

今後、障がいのある人が、社会の様々な分野により積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう、事業の充実に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人、時間)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	見 込 量	利用者数	47	48	49	52	55	58
		時間数	1,768	1,838	1,911	2,900	2,950	3,000
	実 績 値	利用者数	41	45	48			
		時間数	2,732	3,376	2,843			
	達 成 率	利用者数	87.2%	93.8%	98.0%			
		時間数	154.5%	183.7%	148.8%			

(10) 地域活動支援センター

障がい者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取組を推進します。

障がい者の創作的活動の機会を提供するため、県に届出をした事業者に委託し、潜在的な障がい者のニーズに対応できるよう更なる充実に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：箇所、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援 センター (自市町分)	見 込 量	箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	10	12	14	10	12	14
	実 績 値	箇所数	1	1	1			
		利用者数	9	9	9			
	達 成 率	箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	90.0%	75.0%	64.3%			
地域活動支援 センター (他市町分)	見 込 量	箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	24	26	27	24	24	24
	実 績 値	箇所数	1	1	1			
		利用者数	24	23	23			
	達 成 率	箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	100.0%	88.5%	85.2%			

(11) その他の事業

① 日中一時支援事業

障がい者等に対して日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者等の社会適応訓練等の支援を行います。

今後、さらに利用者数の増加が見込まれるため、障がい者等のニーズに適切に対応できるように努めます。

② 福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者を対象として、低額な料金で居室その他の設備を提供し、障がい者の地域生活を支援するため、県に届出をした事業者へ委託し、障がい者が地域で自立した生活ができるよう努めます。

③ 自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が、就労等社会参加のために、公安委員会の指定する自動車教習所等で自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

④ 自動車改造費用の助成

重度の身体障がい者が、就労等社会参加のために自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、改造に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

⑤ 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を推進します。今後、利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活の助長に努めます。

⑥ 訪問入浴サービス事業

訪問による居宅においての入浴サービスを事業者へ委託し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などの支援を行います。

今後、潜在的なニーズが見込まれることから、制度の周知等に努めます。

⑦ 居室確保事業

緊急一時的宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保に努めます。

【第4期実績値・第5期見込量】

(単位：箇所、人)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	箇所数	16	18	19	20	21	22
	利用者数	114	103	109	115	120	128
福祉ホーム	箇所数	2	1	1	1	1	1
	利用者数	4	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得費用の助成	利用者数	0	1	1	1	1	1
自動車改造費用の助成	利用者数	2	1	1	1	1	1
生活サポート事業	箇所数	0	1	0	1	1	1
	利用者数	0	1	0	1	1	1
訪問入浴サービス事業	箇所数	3	2	2	2	2	2
	利用者数	4	1	2	2	3	3
居室確保事業	箇所数				4	4	4
	利用者数				1	1	1

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

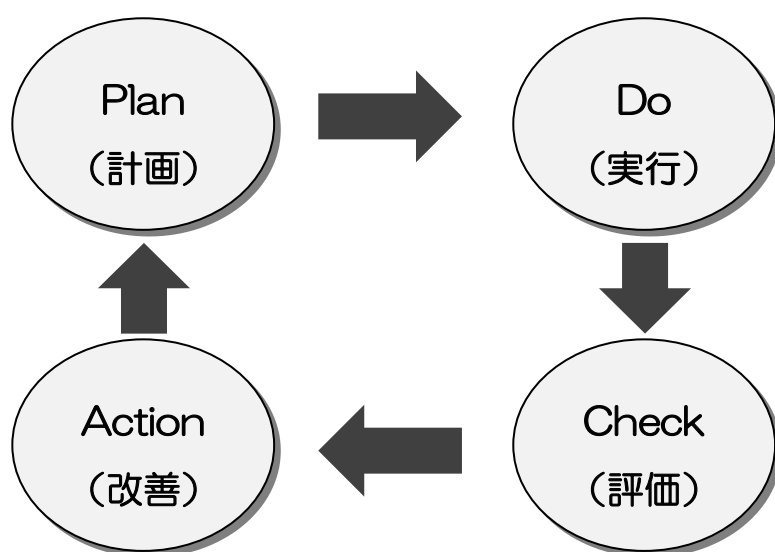
1. 市民、関係団体等との連携

本計画の推進のため、市を始めとして、障がい者や家族等介護者を含め広く市民の皆様、地域、企業、関係機関、障がい者団体、ボランティア団体・NPO等はそれぞれの立場で、相互に連携協力し、一体となって取り組みます。

2. 達成状況の点検及び評価

本計画の円滑な推進を図るため、年に1回「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」において、目標値に対する進捗状況の把握、分析、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを検討します。また、その場合は、「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会」を設置し、有識者、障がい者団体、関係機関等の意見を聴きます。

評価のシステムとしては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の着実な推進に努めます。



資料編

1. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会設置要綱

(目的)

第1条 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、市民参加のもと幅広く意見を聴くため、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体等の代表
- (3) 福祉施設等の代表
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 公募により選出された者

(座長)

第3条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を主宰する。

(会議)

第4条 懇談会は、必要の都度、市長が招集し、座長がその議長となる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉部社会福祉課が行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

2. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会委員名簿

区分	所属	氏名	役職
1号	学識経験者	白 瀧 隆 夫	真岡市民生委員児童委員協議会 理事
2号	障がい者関係団体等の 代表	村 上 八 郎	真岡市身体障害者福祉会 会長
2号	障がい者関係団体等の 代表	佐 護 操	真岡市知的障がい者育成会 会長
2号	障がい者関係団体等の 代表	松 井 好 子	真岡市精神障害者家族会 副会長
3号	福祉施設等の代表	半 田 和 之	社会福祉法人飛山の里福祉会 真岡ハートヒルズ 施設長
3号	福祉施設等の代表	仁 平 博 美	社会福祉法人こぶしの会 セルフ・みらい 所長
4号	保健・医療関係者	横 田 徳 継	芳賀郡市医師会真岡支部 理事
4号	保健・医療関係者	河 原 美智子	栃木県看護協会県東地区支部 支部長
5号	公募委員	石 垣 由紀子	
5号	公募委員	篠 原 美知江	

3. 真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 真岡市における障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) 障害者及び障害児への障害福祉サービスの必要量の見込み、確保策、事業者間の連携策等、市が講じる措置その他障害福祉計画及び障害児福祉計画に盛り込む事項に関すること。
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所掌事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。
- 3 部会長には社会福祉課長、部会員には別表第2に掲げる課にあって協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

(真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置規程の一部改正)

第2条 真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置規程(平成18年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1(第3条関係)

総務部長 市民生活部長 産業環境部長 建設部長 教育次長 健康増進課長 児童家庭課長 いきいき高齢課長 社会福祉課長 学校教育課長 社会福祉協議会事務局長
--

別表第2(第5条関係)

健康増進課 児童家庭課 いきいき高齢課 社会福祉課 学校教育課 社会福祉協議会事務局
--

4. 真岡市障害福祉計画及び真岡市障害児福祉計画策定の経過

年 月 日	内 容	
平成29年 9月15日 ～ 10月11日	アンケート調査の 実施	<p>【調査対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳所持者 (2) 療育手帳所持者 (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者 (4) 特定疾患者福祉手当受給者 (5) 障害児通所支援利用者 <p>【調査対象者数】</p> <p>2,200人(無作為抽出)</p>
平成29年 11月16日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要について (2) 第4期計画の進捗状況について (3) 障害福祉計画(第5期計画)及び障害児福祉計画(第1期計画)【素案】について (4) 策定スケジュールについて
平成29年 11月28日	第1回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要について (2) 第4期計画の進捗状況について (3) 障害福祉計画(第5期計画)及び障害児福祉計画(第1期計画)【素案】について (4) 策定スケジュールについて
平成29年 12月19日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1回策定懇談会での意見について (2) 第1回策定委員会からの修正点について (3) 策定スケジュールについて
平成29年 12月26日	第2回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉計画(第5期計画)及び障害児福祉計画(第1期計画)【素案】について (2) 策定スケジュールについて

5. 用語解説

【あ行】

アスペルガー症候群	発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が狭く限られ、固定されがちになることを特徴としている。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。
インクルージョン	障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容。
NPO	Non Profit Organization の略。市民の行う自由な社会貢献活動を目的とする団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体を特定非営利活動法人(いわゆるNPO)という。

【か行】

学習障がい(LD)	Learning Disabilities 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。
基幹相談支援センター	障がいのある人が地域で生活するため、様々な制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的な相談窓口。個別の相談に対応だけでなく、地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討の開催、障がいのある人の支援に係る地域の関係機関との連携支援を行う。
機能訓練	麻痺や拘縮などの障がいにより損なわれた身体機能を維持・改善するための訓練。
共生社会	国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会という考え方。障がいのある人も社会の対等な構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を分担することが必要とされている。
ケアマネジメント	援助を必要とする対象者の社会生活上でのニーズを充足させるために、適切な社会資源、サービスを結びつける手続きのこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
コーディネーター	障がい者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の保健・医療・福祉の関係者、施設、その他の関係団体との調整を通じ、適切なサービスが利用できるよう調整する業務に携わるもの。

広汎性発達障がい	自閉症やアスペルガー症候群など自閉症に近い特徴をもつ発達障がいの総称。
高齢化率	総人口に対する65歳以上の高齢者の割合。

【さ行】

作業療法	作業療法とは、身体または精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会適応能力の回復を図るため、手芸・工芸その他の作業を行わせること。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
自閉症	生まれつき脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような3つの領域すべてにおいて一定の基準以上の障がい認められる人が自閉症と診断される。①対人関係が薄く社会性の発達が悪い②言葉をはじめとするコミュニケーションがうまくとれない③行動、興味が限られていたり、強いこだわりをもつ。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態の児童。
障害者基本法	平成5年に制定された、障がい者の施策や理念などに関する法律。障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。
障害者総合支援法	障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等、サービス供給体制のさらなる計画的整備を図るため、平成25年4月から「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」と名称を変更する内容を含む、「地域社会における共生社会の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」。平成30年4月には、障害福祉計画（第5期計画）の策定に伴い、改正障害者総合支援法が施行され、新たなサービスが創設される。
障害者週間	平成7年度から毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」とし、平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者の日」は「障害者週間」へと拡大され、これまで障害者施策推進本部決定で設定されていた「障害者週間」も法律に基づくものとなった。
小児慢性特定疾病	子どもの慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病として、平成29年4月現在、722疾病が対象として国が認定しているもの。 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度がある。

自立支援給付	障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本としてサービス提供事業者と対等な関係に基づき、障がいのある人が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。サービスは、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具で構成される。
自立支援協議会	市町村及び都道府県において設置し、障がい者の地域相談支援体制の整備についての検討・調整、新たな障がい（発達障がい等）の相談支援体制の整備方針の協議、地域生活支援事業の検証、社会資源の開発を含めたネットワークの構築等の役割を持つ。構成メンバーは相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、学識経験者等から地域の実情に応じて選定される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき交付され、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として栃木県知事が交付する。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定して栃木県知事が交付する。交付を受けた者に対しては、各種の支援策が講じられ、精神障がい者の社会復帰や自立の促進が図られている。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

【た行】

地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がいのある人が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業。
地域包括ケアシステム	障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのこと。

知的障がい	先天性または出産時ないし出生後早期に、脳髄に何らかの障がいを受けているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため精神活動が劣弱で、学習、社会生活への適応が著しく困難な状態とされ、行政施策上は知能指数（IQ）75以下のものを指すとされている。
注意欠陥・多動性障がい（ADHD）	落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴がある。
長期入院患者	精神科に入院している方の地域移行を促進するため、3か月後の退院者数、6か月後の退院者数、1年後の退院者数の数値目標を国が示したものの。
統合失調症	うつ状態や人格障がいなどの状態が短期間にまとめて発生する状態。かつては「分裂病」とも呼ばれた。

【な行】

難病	一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化するが、現在の特定疾病（難病）の定義が確立したのは、昭和47年の「難病対策要綱」による。平成29年4月現在、指定難病は330疾病、小児慢性特定疾病は722疾病を対象に国が認定している。
ノーマライゼーション	障がい者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること。さらに、障がいのある人もない人も共に生きる社会が本来であり、そのような社会づくりを目指すという考え方。

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいで、通常低年齢において発現する。
パブリックコメント	行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のこと。

【や行】

要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であり、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。
------	--

【ら行】

ライフステージ	個人や家庭でのさまざまな生活実態や状況及び生活程度、個人の発達段階のこと。
理学療法	身体に障がいのある人に対して、治療体操・電気刺激・マッサージ・温熱等を手段として、身体機能の回復を図るための援助を行うことを目的としたリハビリテーション医療のこと。
リハビリテーション	単なる機能障がいの改善だけでなく、障がい者が人間として尊厳を回復し、住み慣れた地域で家族や人々と触れ合いながら、生きがいをもって生活することを目的に、ノーマライゼーションを目指す理念と援助の体系。 リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがあるため、障がい者の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が重要である。
療育手帳	知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいのある人に対し、知的障がい者であることの証票として栃木県知事が交付する。